【仕様書叩き台】標準仕様書（機能）_06_滞納管理

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化検討材料		構成員　RFI用ご意見（点数）
				B市	C市	D市	E市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
1. 滞納情報管理											
1.1. 滞納情報管理											
1.1.1.	滞納情報取込	収納システムから個人住民税（特別徴収・普通徴収）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人住民税、にかかる滞納情報を取り込むことができること。 【凡例】 ・黒字　　：事務局案で必須 ・赤字（太字）：事務局案で実装不可 ・青字（斜体）：事務局案でオプション ・緑字（下線）：必要性について疑義がある		■滞納整理 滞納管理 滞納額変更処理 (213) ・収納管理システムの調定・収納異動情報より滞納者情報を更新し、滞納額変更、完結情報等の更新を行う。		■オンライン処理 滞納整理状況 滞納基本 (29) ・収納システムと連携して滞納者および滞納情報が更新できること。		収納システムから個人住民税（特別徴収・普通徴収）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人住民税にかかる滞納情報を取り込むことができること。	（黒字：必須） 各税目における最新の滞納情報を把握する必要があるため、必須機能と想定しています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・OK (D, J市) ・問題なし。各自治体で税（国保税等）として設定しているものについては、オプション対応となるか。 (C市) ・事業所税などはよろしいのでしょうか。 (I市) **【回答】全記税目以外については標準化の対象外なので、自由に設定可能。** ・収納側から連携される情報は滞納だけでなく収納情報全般と解してよろしいか？現状の書きぶりでは完納明細については連携しないように読み取れる。就課情報（固定額）と収納額の計の差が滞納になる。また当市においては市県民税（年金特徴）は連携していない。 (E市) **【検案】収納情報全般を取りこむよう、たたき台を修正する。** **【確認】年金特徴は取り込まれた方が良いか？ (E市)** **【確認】他の構成員において、年金特徴を連携しているか。** ・収納滞納一体型のシステムや収納システムから連携せず、各種データを直接取込する運用も考えられるため標準機能ではなくオプションが適当と考えます。 (H市) **【検案】現段階では必須機能とする。** ・必須機能であることは当然です。また、当市の現行システムで全税目を対象としています。滞納処分費、歳計外（差押債権取立金）なども収滞納システム内で管理していて、公売・取立の事務もシステム内で処理して財務会計システムへ情報を連携しています。本市では同様の機能が必要と考えます。 (K市) **【確認】他の構成員に確認。滞納側で滞納処分費、歳計外（差押債権取立金）、公売・取立の事務を管理しているか、ご回答ください。**
1.1.2.	滞納情報参照	*滞納管理画面（滞納者のトップ画面）で、重要情報（要注意者、要注意情報、処分の有無、直近の時効、不能欠損、死亡者、DV・ストーカー支援者など）が、画面表示の色を変更するなどして強調表示できること。加えて、DV・ストーカー支援者については、交付制限の設定があるメッセージや、処理の注意喚起するメッセージを表示できること。*				■オンライン処理 共通 ＤＶ対応(321, 23) ・「ＤＶ・ストーカー支援者」等の設定ができ、照会画面にて交付制限の設定があるメッセージを表示できること。 ・「ＤＶ・ストーカー支援者」等の処理に対し、注意を喚起するメッセージを出力することができること。		滞納管理画面（滞納者のトップ画面）で、重要情報（要注意者、要注意情報、処分の有無、直近の時効など）が一目で確認できること。	（青字：オプション） 滞納者に関する重要情報を見逃さないための機能は、ヒューマンエラー防止の観点から、必要性が高いと考えます。 しかし、団体によって実装の有無が異なると考えており、オプション機能を想定しています。 また、Dが不能は具体的なＤＶ・ストーカー支援者の強調方法を明記していますが、具体的な方法はベンダが定めるべきと考えており、たたき台上は記載しません。	＜要確認事項＞ a) 重要情報について、必要十分かをご確認ください。 b) その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	a) ・生活保護者が必要 (C市) **【確認】他の構成員についても、生活保護者の強調表示が必要か。** ・市区町村外住民、転出者、死亡者、DV・ストーカー支援者等については、たたき台どおりの仕様にしていただきたい。 それ以外については、各自治体において運用等が異なる部分と思われるので、滞納管理画面において確認できるメモ機能を持たせることで汎用性を高めてはどうか。（2.1.6） (D市) ・団体により実装の有無が異なるという点は理解できるが、重要情報がすべてオプションはいかがなものかと考える。ＤＶ・ストーカー支援、要注意情報等は一段上の重要情報ではないかと考える。 (E市) **【検案】たたき台全必須機能化し、参照する項目以外の事項については、メモ機能や付箋機能で管理することでどうか。** ・×「不能欠損」・○「不納欠損」 (F市) **【事務局】上記のとおり修正する。** ・住所、氏名、かな、生年月日、性別、国籍等の基本情報を表示することを標準仕様に明記したほうが良いと考えます。 (H市) **【確認】住所、氏名、かな、生年月日、性別、国籍等の基本情報を、強調表示するということか。** **【検案】個人情報として参照できればよいという施策であれば、2.1.1.で対応可能である。**
2. 滞納整理											
2.1. 滞納情報管理											
2.1.1.	滞納者情報管理	滞納者の個人情報を管理（参照）できること。 【個人情報】 宛名番号、氏名（漢字・カナ）、生年月日、性別、本籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住民区分、町・世帯コード、連絡先、納税管理人、課税情報（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）、就業日、勤務先、生活保護、督促・催告の発送・停止、公示送達、DV/ストーカー支援者、関連者・世帯構成、滞納区分 滞納明細情報（滞納事由、最短時効日、納付履歴、処分履歴、分納履歴、帳票発行履歴、口座、納税組合、担当者、**連絡引継情報**		■滞納整理 照会・発行 就課情報 (3) 滞納者の各税目の課税情報を年税額・期別調定額単位で照会できること。 ■滞納整理 交渉記録・滞納者管理 滞納者情報 (69, 72, 73, 74, 75, 79, 81,83) 本籍、前住所、筆頭者の情報を照会できること。 （権限で制御可能） ・勤務先情報および連絡先の登録が行えること。 ・送付先及び納管人等は宛名システムの内容を反映できること。 ・滞納要因の納管が行えること。 ・住民税システムで登録されている人であれば、所得の情報を照会することもできること。 ・滞納者の管理画面の備考欄に滞納者に関する注意事項等情報を記載できること。 ・軽自動車やバイク等の車両台帳を照会できること。 ・登録住所地以外に別送付先を設定することができること。 ■滞納整理 滞納管理 滞納引継処理 (212) ・滞納引継情報より滞納情報を作成・更新する。	■照会・異動 該当情報の表示及び登録・修正・削除を行う。 1　宛名情報 検索画面で選択した個人の宛名番号・生年月日・性別・住定日・住民区分・町・世帯コード・氏名(名称)・除票日（C）・死亡者区分・送付先の有無・住所・担当者固定区分を表示する。 2　特記事項 特記事項として入力した情報・最終更新日・更新担当者を表示する。 5　勤務先情報 登録した勤務先・住民税事従情報・特徴事業所情報を表示する。登録ボタンより勤務先の登録を行う。 明細をダブルクリックすることにより勤務先の修正・削除が行える。 6　管理人情報 固定資産税の管理人情報と宛名管理の管理人情報を表示する。 7　所在情報 登録した居住地等を表示する。登録ボタンより所在の登録が行える。明細をダブルクリックすることにより所在の修正・削除が行える。 8　外国人情報 外国人登録情報より、本名と通称名を表示する。 第二次納税義務継承・生活保護・催告停止区分を表示する。 15　歳短時効日 滞納している収納情報の中で一番初に時効が完成する日付・完成までの残り日数を表示する。 24　納付履歴 領収日毎の納付履歴を表示する。 1 生活保護の受給日・廃止日を表示する。 ※催告停止 催告停止の開始日・終了日を設定して、更新処理を行う。 12　義務者状況 分類（A～F）区分の更新、催告停止区分登録・修正・削除を行う。 生活保護情報の更新ができる。 13　注意事項 25　処分履歴 差押・参加差押・交付要求・執行停止・猶予・不納欠損の処分履歴を表示する。 26　分納履歴 分納・納付受託の登録履歴・履行状況を表示する。 27　帳票履歴 発行した帳票の履歴を表示する。	■オンライン処理 共通 検索 (17) ・該当者一覧の表示内容として「氏名」「生年月日」「性別」「住民コード」「記号番号」「住所」が確認できること。また「転出予定者」「転出確定者」「死亡者」といった住民の状態が容易に判別することが可能なこと。 ■オンライン処理 共通 検索 (19, 20) ・連絡先および本籍地ノ筆頭者の登録、修正ができること。 ・家族情報の追加、修正、削除ができること。 ■オンライン処理 共通 ＤＶ対応 (21, 23) ・「ＤＶ・ストーカー支援者」等の設定ができ、照会画面にて交付制限の設定があるメッセージを表示できること。 ■オンライン処理 滞納整理状況 滞納基本 (32, 34, 36, 37, 38) ・納税科目・期別ごとの納付金額・納付日の履歴の表示 ・画面で滞納者・関連者・経過記録・滞納年度別（納税管理人名寄・関連者名寄）・滞納期別（納税管理人名寄・関連者名寄）・処分状況・宛名情報・滞納者基本情報・税額更正履歴・課税内容・収納履歴の照会が可能なこと。 ・滞納者抽出・照会の機能を有すること。抽出条件として、担当者・地区・住所・滞納金額・処分状況・時効予定日・折衝記録の有無・納付の有無を設定できること。抽出結果及び条件の保存機能を有すること。 ・本情報照会画面より、「滞納整理事績」「滞納整理状況」「滞納整理事績記事」が印刷できること。 ・基本情報照会画面より、電話情報・口座情報・送付先情報・管理人情報・納付組合情報・同一人物設定一覧が確認できること。 ■オンライン処理 滞納整理状況 滞納整理一覧 (43) ・滞納者に対して処理された滞納整理情報を一覧形式で表示できること。さらに選択することで滞納整理情報の詳細情報を参照できること。 ■オンライン処理 実態調査 本人・関連者入力 (60) ・勤務先情報については３箇所まで登録ができること。	■基本となる情報 画面表示 ・「認識番号（宛名番号）、住所・所在地、方書、氏名・名称、カナ氏名・カナ名称、生年月日・収納情報・処分履歴・財産・世帯員の氏名・世帯員の滞納額・分納・口座振替の有無・督促書返限の有無・給与特別徴収対象かどうか・分類コード・連絡先・担当者・関係者の有無・ＤＶ等の対応に注意を要すべき情報・メモの有無」が表示されること ※同一画面でなくても簡単な操作で表示でよい ・「宛名の情報・収納情報・処分履歴・財産・世帯員の氏名・世帯員の滞納額・分納・口座振替・督促状返限・催告書返限・給与特別徴収・分類コード・連絡先・担当者・関係者・ＤＶ等の対応に注意を要すべき情報・メモ情報」それぞれの詳細な情報を簡単な操作で表示できること ・簡単な操作で、「認識番号（宛名番号）、住所・所在地、方書、氏名・名称、カナ氏名・カナ名称、生年月日、異動日、異動理由」の変更履歴が表示できること ■基本となる情報 連絡先 ・複数の電話番号が入力できること ・自宅や会社や連絡先などの種別、電話番号の入手日、入手先、特記事項が更新（入力・変更・削除）できること ※電話番号以外の項目は、特記事項での入力でも可 ■基本となる情報 送付先 ・送付先を登録できること ・簡単な操作で、送付先変更画面へ展開できること ・送付先の住所・所在地、方書、氏名・名称を入力できること ・すべての郵送をする帳票の宛名へ印刷されること ・本来の納税義務者が併記されること ・科目ごとに、別の送付先を指定できること ■基本となる情報 就課の状況 ・就課情報の更正の履歴を照会できること ・「所得の種類・収入金額・所得金額・扶養の情報」を照会できること ・「住民税の給与報告・申告書」を照会できること ※就課システムと併用（別窓で表示）して表示できればよい ■基本となる情報 特別徴収の状況 ・給与特別徴収・年金特別徴収の有無が表示されること	滞納者の個人情報（送付先、連絡先、滞納明細、交渉経過、納付履歴（収入日）、督促状発付日、処分履歴、世帯構成、督促状・催告書の発送日・宛先・内容、物件所在地・物件内容・登記の日付、該当者、勤務先・職業、督促・催告の返限表示、公示送達 等）を管理（参照）できること。	（黒字：必須） 滞納照会画面において、滞納者に関する情報を一目で把握できる必要があるため、必要性が高いと認識しています。 （緑字：要検討） 各団体、各ベンダで参照可能な項目を記載していますが、滞納引継ぎ情報について、確認いたします。	＜要確認事項＞ a) 滞納引継情報について、ご教示ください。 (B市) 滞納整理機構など、他機関から引き継いだ情報を指していますでしょうか。 また、頻度をご教示ください。 b) その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	a) ・滞納引継ぎ情報については、変更前システムで管理していた次の情報を引き継ぐことができることを意図しております。 （引継ぎ情報 ､例） 督促・催告の発送・停止、公示送達、滞納明細情報（滞納事由、最短時効日、納付履歴、処分履歴、分納履歴、帳票発行履歴　等(B市) **【検案】たたき台から滞納引継情報を削除する。** b) ・個人情報について、当市の滞納システムにおいては氏名・カナ氏名しかないが宛名側システムは外に英字氏名、通称名がある。滞納システム単独よりも宛名システム、就課システム等の仕様とお合わせるべきでは？(E市) **【検案】氏名について、「漢字・カナ」を削除し、「氏名」のみの表記にすることで就課や宛名からの連携に対応する。** ・管理項目が複雑になりすぎるので最低限、個人情報関係、調定関係、収納履歴関係の３点に分けて記載し、その他分納誓約、処分等の登録を機能要件とと仕様書に記載したほうが良いと考えます。なお、それぞれの具体的項目案は前にご提案させていただいたとおりです。 【確認】滞納明細情報とは2.1.15のことでしょうか。 (H市) **【回答】2.1.16.を指す** **【検案】参照先の情報の範囲を滞納システム側で制限しないよう、「個人情報、調定情報、収納情報、分納誓約、処分情報等を管理（参照）できること」にたたき台を変更する。2.1.15.滞納明細との関係箇所については、滞納整理部で整理する。** ・固定資産税の共有者告知を行った場合、その情報（税額・収納状況等）はどのように管理して参照できるのでしょうか？(K市) **【確認】共有者については2.1.13.（名寄せ管理）で、共有者を対象として名寄せ画面に共有者情報を追加することで対応可能か。** ・OK (I,J市) ・基本的にたたき台の内容で問題ないが、1.1.2にも入力しているとおり、市区町村外住民、転出者、死亡者、DV・ストーカー支援者等については、画面表示の色を変更するなどして強調表示していただきたい。 その他はたたき台のままで可。 (D市) **【検案】1.1.2.で対応**

機能名等		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
2.1.2.		*滞納整理カードの発行ができること。 また、交渉経過、滞納明細書も併せて出力されること。* なお、嘱託職員、徴収員用の簡易的なカードも作成できること。		■滞納整理 交渉記録・滞納者管理 滞納整理カード（86、87） ・滞納整理カードの出力ができること。また、同時に経過記録書、滞納内訳書の出力もできること。		■オンライン処理 滞納整理状況 滞納明細（54） ・滞納整理カード・滞納整理簿を発行できること。	■基本となる情報 印刷 ・対象者の情報を、印刷できること		（青字：オプション） 滞納整理カードは、滞納者の基本情報をまとめて把握できるため、内部決裁に使用されるケースが多く、必要性が高いと考えます。 団体によって使用有無を選択できるよう、オプション機能と想定しております。 （緑字：要検討） また、嘱託職員用、徴収員用の簡易的なカードの作成について、必要性を確認いたします。 S社では滞納整理カード上の記載項目を記載していますが、帳票要件で定義するため、たたき台上は記載しません。	＜要確認事項＞ a)滞納整理カードについて、実際の運用方法と必要性をご教示ください。 訪問臨戸等において、紙ベースで滞納者情報を把握するために使用されているケースなどを想定しています。 b)滞納整理カードは、交渉経過、滞納明細書と併せて出力されるケースがある認識ですが、必要性をご教示下さい。 ・嘱託職員用、徴収員用の簡易的なカードの作成について、必要性をご教示ください。 c)なお、滞納整理カードは紙ベースで個人情報を管理する機能であるため、情報漏洩のリスクが懸念されます。滞納整理カードの必要性を鑑み、必須／オプション／実装不可の定義を検討することを想定しております。 d)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	a, b) ■不要 ・名称は異なるが、相該票が存在しており、必要。ただし、交渉で実際に使うことは、ほとんどない。(C市) ・なお当市では訪問催告は外部委託しており、滞納管理システムからは出力できない（委託先のシステムから出力）(E市) ・運用しておりません。(I市) ・情報漏洩が懸念されるための、訪問時には極力個人情報書類は削減するようにしている。 来客応対窓口には端末を設置せず、窓口近くに設置しているのみなので、滞納明細表等を必要に応じて印刷し、応対時に利用している。 現行システムで交渉経過について、詳細に入力できる機能を有していますが、このような対応はオプションでも可能でしょうか。(K市) ■必要 ・滞納整理カード、交渉経過・滞納明細書について、必須機能としていただきたい。当市では、滞納整理機構に移管する際の情報提供資料、捜索時等の端末が使用できない環境においての確認資料又は内部決裁資料として運用。滞納明細書については、窓口で折衝する際や、本人に滞納状況を把握してもらうための資料として郵送するなど、当市の業務において必要不可欠。なお、当該滞納明細データのCSV出力機能も必要。(滞納明細については2.1.22に同様の機能有)(D市) ・当市においては、訪問徴収員（臨時職員）が訪問臨戸の際に折衝記録と滞納明細を含む滞納者台帳簡易版を持参します。紙ベースで滞納者情報を把握する為に必要です。(J市) c) ・簡易的なカードについて、当該出力帳票と滞納整理カードとの差異がが不明であるため、検討できない。(D市) d) ・滞納整理カードと2.1.3滞納整理簿との違い、用途を教えていただきたい。（E市） **【回答】滞納整理カードは、滞納者の基本情報（氏名、住所等）を1枚のカードにまとめたもの。滞納整理簿は課税状況、納付状況、滞納状況をまとめたものという認識。** ・滞納整理カードの定義がはっきりしないために仕様書として記載するのであれば「滞納者の基本情報、世帯構成員等、滞納額合計、過去の折衝記録記事等をまとめた滞納整理カード」とした方がよいと考えます。滞納者との折衝は滞納整理システムの端末のない別室で行うことからカードを印刷して状況を確認しながら行うことが想定されるため交渉結果、滞納明細と合わせて印刷する必要があると考えます。自治体によってはリスク管理の観点から発行を制限したいこともあることも想定されることから。必須ではあるが設定で印刷の可否を制御できることとすることが適当と考えます。(H市) **【提案】本来紙でも個人情報の持ち出しは厳密すべきであるが、現時点での必要性を踏まえ、たたき台を必須機能とする。** **【提案】たたき台に、「滞納者の基本情報、世帯構成員、滞納額合計、過去の折衝記録記事等から出力項目を選択できること」を追加する。** **【提案】たたき台の表字については、削除する。** e) 特になし
2.1.3.		滞納整理簿（収納状況及び課税状況）の発行ができること。		■滞納整理 交渉記録・滞納者管理 滞納整理カード（86、87） ・滞納整理簿（収納状況及び課税状況）が出力できること。		■オンライン処理 滞納整理状況 滞納明細（54） ・滞納整理カード・滞納整理簿を発行できること。			（緑字：要検討） 滞納整理簿の運用方法を確認いたします。	＜要確認事項＞ a)納付状況が記録された資料という認識でよろしいでしょうか。 b)滞納整理簿の具体的な運用、使用される場面についてご教示ください。	a) ・課税状況、収納状況及び滞納額が表示され、納税交渉（窓口対応）時に活用(B市) **【確認】滞納明細2.1.22.で出力できることで対応は可能か（B市）** b) ・現状使用していない(C市) ・滞納整理簿を使用していない。(J市) ・滞納整理簿の詳細が不明。納付履歴が確認及び出力できる機能ということであれば必要。滞納整理機構へのデータ及び資料提供の際に使用することを想定。(D市) ・具体的な内容が不明です。滞納（未納）明細及び収納履歴の意味でしょうか？カードの違いが分かるよう具体的な内容に表記を修正する必要があると考えます。(H市) **【回答】滞納整理カードは、滞納者の基本情報（氏名、住所等）を1枚のカードにまとめたもの。滞納整理簿は課税状況、納付状況、滞納状況をまとめたものという認識。** ・滞納整理簿は滞納者の個人情報、滞納整理状況、納付実績等を記載したもの。差押調書等の紙ベース資料を台帳保管する際の表紙として役割。執行停止の起案添付文書として使用。滞納者の情報がコンパクトにまとまっているため他の用途も想定される。パッケージとしてもオプションとしても廃止されると支障があると考える。(E市) **【確認】滞納整理カード2.1.2.で対応可能か（E市）** **【提案】たたき台を削除する。**
2.1.4.		滞納者のランク管理ができること。							（緑字：要検討） 滞納者ごとにランク（区分）を設定し、管理しやすくする機能は、必要性が高いと考えます。 ランクの運用方法を確認いたします。	＜要確認事項＞ a)ランクの運用方法について、ご教示ください。 下記パターンを想定していますが、どのような運用方法が一般的でしょうか。 ①滞納額 ②催告書送付回数 ③年度 ④差押履歴 ⑤差押中 ⑥その他（ありましたらご教示ください） b)上記の何れの項目において、必要性が高いかご教示ください。 c)本機能の必要性についても確認し、必須／オプションを定義することを想定しています。	a, b, c) ■不要 ・当市ではランクの運用なし。使用する場合は接触回数があった方が良い。(C市) ・運用しておりません。ただし、金額や滞納年数などの問題から、一般的な滞納整理の係とは別に設けた、納税特別対策係で所管する区別はしています。(I市) ・今のところ当市では、滞納整理機構への移管以外はランク管理等を行っていないので、特に意見無し。（滞納整理機構への移管についても2.1.7で現在は管理）2.1.7の類似機能と思われるが、仕様書においてどのように区別するのか。(D市) **【回答】2.1.7.（付箋機能）は手作業あるいはCSVで一括設定を想定。ランク管理機能は、事前に設定された基準を基に自動でランクが設定される想定。** ■必要 ・当市では滞納金額及び滞納年度でランク管理をしていましたが、共有者が別番号になっていることや死亡者を分けて管理すること等から全体をうまく設定するとができず、自動での設定をあきらめ滞納者のデータを出力して集計し、担当ごとにCSVファイルを作成、読み込みし一括登録する運用に変更しました。なお、区分分けとしては地区（特に市（区）町村内、市（区）町村内）が想定されます。(H市) **【確認】CSVの取込による一括設定が可能であれば、2.1.7.（付箋機能）でも対応できるか。** ・当市においては、③年度で振り分けています。 最も古い滞納が１年＝S-1、２年＝L-2、３年＝L-3、４年＝L-4、５年以上＝L-5の５段階。年数に応じて担当者を分けているため、重要です。(J市) **【提案】自動でのランク管理がなされるようたたき台を修正し、たたき台の表字を、オプション機能とする。** **【提案】設定されるランクのパターンを、たたき台に追加する。** **（設定されるランク分けパターン）** **①滞納額** **②催告書送付回数** **③年度** **④差押履歴** **⑤差押中** **⑥滞納年数　等**
2.1.5.		滞納者の個人情報について、写真やスキャナで取り込んだ画像データの管理（参照、登録、削除）ができること。			※　ファイル連携 写真やスキャナで取り込んだ画像データ等を表示する。追加ボタンよりデータ登録を行う。削除ボタンよりデータ削除を行う。 ダブルクリックすることによりデータを展開し、表示する。				（緑字：要検討） 滞納者の収支情報や画像データの使用頻度、運用方法を確認いたします。	＜要確認事項＞ a)現行システムにある機能でしょうか。 b)画像データ取込の具体的な運用についてご教示ください。 下記パターンを想定していますが、よろしいでしょうか。 ①滞納者が作成した収支状況資料 ②差押候補となる不動産・動産の写真 ③その他（ありましたらご教示ください） c)本機能の使用頻度と必要性についても確認し、必須／オプションを定義することを想定しています。	a, b) ■必要 ・当市システムにも登録されてあるが、ほぼ使用せず。ただ、ペーパーレス化が進めば使用するかも。(C市) ・現行システムにも登録されているが、ほぼ使用せず。ただ、ペーパーレス化を進めるためにも、可能なら必須機能としていただきたい。(D市) ・調査結果（預貯金、給与、売掛等）／差押同意書／債務承認書　等(F市) ・現在は機能有りません。しかし想定としては本人確認（身分証明書がない場合）、債務承認（分納誓約）書等の取込が想定されます。特に債務承認書については、後日時効を伸ろう場合に必要な書類であるが、一般的に提出日から保存年限のみ保管されており（滞納者数が即大で１件ずつ滞納がすべての期別で終わっているふか確認するとは現実的には難しい。）、例えば10年前の債務承認でさ年の保存期間の場合書類がないこともあり得るため、この機能は役立つものと考える。ただし、実際の運用は自治体ごとに大きく異なることが予想されるためベンダーが提供する便利機能として仕様には適さないと考える。(H市) ・写真は捜索時に把握した取引状況等の情報や、動産です。(J市) ・現行システムにはない機能ですが、写真データや調査回答書の管理に利用したいと考えています。(K市) ■不要 ・当市には当該機能はなし。(E市) ・現行システムにはございません。現在は、全庁的なファイルサーバーに資料を保管し、そのURLとリンクしています。自治体クラウドにおいては、ネットワークドライブの調達を含めて協議しております。(I市) ・現行システムで搭載されている機能ですが、ほとんど使用していません。写真は別のサーバに保管しています。 c) **【提案】利用状況が分かれること、庁内サーバーで対応可能と考え、たたき台の表字をオプション機能とする。**
2.1.6.		滞納者照会画面において、特記メモを記載できること。 *また、特記メモの登録日、有効期限、重要度を入力できること。* *複数の特記メモを入力できること。*				■オンライン処理 共通 メモ入力（24、25） ・個人単位でのメモ入力をすることができること。 ・「登録日」「有効期限」を管理できること。また、有効期限切れのメモについて表示／非表示を切り替えることができること。 ■オンライン処理 滞納整理状況 滞納基本（41） ・メモ画面を呼び出し、メモの設定ができること。 また、メモを既に登録している場合は、トレイアイコンがデータ有りのアイコンに変わること。	■基本となる情報 メモ機能（備考） ・対象者別にメモ入力できること ・入力した日時、メモの有効期間、内容、重要度（重要、必要、参考等）を入力できること ※同等のことができれば、メモ機能で実現しなくてもよい。その場合は備考にパッケージで想定する方法を記載すること ・メモの詳細内容が表示されること ・複数のメモが入力できること		（黒字：必須） 特記メモ機能は、交渉経過等で管理しきれない情報や引継ぎ内容等を記録するため、必須機能であると想定しています。 （青字：オプション） 特記メモの登録日、有効期限、重要度、特記メモを複数入力できるかなどの機能については、オプション機能と想定しております。 Dでは、特記メモのアイコンについて記載がありますが、具体的な表示方法については、たたき台上は記載しません。 なお、特記メモの文字数については各団体、ベンダでの記載がないことから、APPLICへの確認は致しません。	a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	a) ・特記メモについて、単一か複数かについてはこだわらないが、トータルで100文字程度入力できるようにしていただきたい。(D市) ・運用しておりません。ただし、2.1.4で記載した納税特別対策係の所感案件については、一斉催告書の対象からはずしたり、担当者がわかりやすいように、フラグを立てることはしております。どちらかといえば、次項2.1.7に関連するかもしれませんが…。(I市) ・記載の通り。(J市) ・メモ機能の持ち方により考え方が変わる。当市では滞納管理システムを税収納担当課、税滞納整理担当課、国民健康保険担当課（とりまとめ課と区役所）が使用している。滞納管理システムとして、メモを一つとする仕様なのか、課ごとにメモを持てるのか？(E市) **【確認】課ごとにメモを持つとは、具体的にどのように使い分けているのか。(E市)** **【提案】2.3.1.（交渉経過管理）と異なる用途で必要であれば、課ごとの特記メモ機能をオプションとして追加する。** ・文字数が電話保留時間で読める程度が好ましい。なお、入力者（更新者）を表示できると好ましい。(C市) ・有効期限、重要度についてはメモ内に記録しておけば事足りることから仕様書に記載する必要はないと考えます。(H市) **【提案】たたき台の、「また、特記メモの登録日、有効期限、重要度を入力できること。」を、必要があればメモに監視の記憶で見りると考え、削除する。**
2.1.7.		*滞納者に対して、任意にフラグ（付箋）を登録し、フラグによるデータ抽出を行うことができること。*		■滞納整理 その他 フラグ （222） ・滞納者に対して、任意にフラグ（システム内の付箋機能・10種類以上）を登録し、フラグによるデータ抽出を行うことができること。		■オンライン処理 滞納整理状況 滞納基本（40） ・「付箋」の設定（貼り付け）ができること。			（青字：オプション） フラグ（付箋）機能は、滞納者の基本情報以外で抽出条件を自由に設定できるため、必要性が高いと考えます。 団体によって使用状況が異なると考えており、オプション機能と想定しております。 B市、S社では付箋の種類や数を記載していますが、検討会での定義は困難であると考え、APPLICへ確認いたします。	＜APPLIC確認事項＞ a)APPLICが標準仕様書に求める適正なフラグの種類をご提案ください。 b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	b) ・生活保護／徴収猶予／催告対象者／〇〇調査対象者(B市) ・催告状況、処分予定、処分内容、訪問指示、禁止内容、事件内容、執行停止検討、相続人調査内容、猶予情報、生活保護情報、催告停止。なお、付箋ではなく、フラグで管理。(D市) ・2.1.4の類似機能と思われるが、仕様書においてどのように区別するのか。(D市) **【回答】2.1.4.（ランク管理機能）は、事前に定めた基準を基に、自動で設定される機能。** ・付箋機能は必要性が高いのであるならある程度のものは標準機能とすべきでは？当市としては付箋として3種類ある。1つは滞納整理方針として（2.1.4ランク管理）があれば代替できる可能性あり。2つは税担当者用と国保担当者用。担当者用の付箋は2桁に数字を保持できる。10の位を担当のグループ、10位を本人の状態で管理しているおり、（担当グループAは10、グループBは20、分納なら1、停止予定なら2として、Aグループの分納者なら11となる。）(E市) ・複数のフラグを組み合わせ及び除外して検索することで必要に応じた条件による滞納者の抽出を行うことが可能になっており、実務上最も重要な機能です。複数のフラグの組み合わせ及び除外によるデータ抽出を行うことができることが必要です。(J市) **【提案】複数のフラグを組み合わせ、除外してデータ抽出できるよう、たたき台に追加する。** **【提案】たたき台の背字を、必須機能とする。** ・仕様書の表記ではフラグはオン・オフの２択でもよいため、フラグの内容はマスタ管理できるよう明記することが望ましいと考えます。なお当市のフラグ数は10です。(H市) **【提案】マスタ管理とは、付箋の名称や、付箋の始期・終期等を決められる理解でよいか。（H市）**

機能名等			仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
	2.1.8.	滞納者抽出	各種税（個人住民税・法人住民税・軽自動車税・固定資産税）の滞納者を抽出できること。						各種税（個人住民税・法人住民税・軽自動車税・固定資産税）の滞納者を抽出できること。	（黒字：必須） 管理する全ての税目に係る滞納者を抽出できる必要があると考えております。各団体、ベンダの記載は少ないですが、一般的に実装／利用されている機能と考えており、必須機能であると想定しています。	a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	a) ・問題なし。ただし、オプションで税目を追加できること。(C市) ・【確認】事業所税は今回対象外でしたでしょうか(H市) **【回答】左記税目以外についての追加は可能。（標準化の対象外であるため、たたき台には記載していない）** b) ・不動産公売案件の選定や、軽自動車の廃車案内対象者の選定に活用するなど、機能としては必要と思われるが、2.1.9で任意の条件で税目とあるが、同じ機能ではないのか。(D市) ・抽出機能が必要である。ただ税目以外でも抽出条件は必要。賦課年度、納期限等また処分情報の抽出など。各ベンダーのパッケージが分からないが一定の機能のものは必要。(E市) ・抽出条件として、通知書番号と執行停止中の有無を明記したほうが良いと考えます。また個人住民税は個人住民税（普通徴収・特別徴収）とした方がよいと考えます。(H市) **【提案】本たたき台では、抽出機能を定義し、具体的な抽出条件については、2.1.9.で管理する。** ・一定の期別以前の滞納者を抽出するため、滞納税目及び納期限(税目、期別の指定)により、滞納者を検索して該当者一覧を表示し、CSV形式で出力できることを要件としています。(J市) **【提案】抽出結果のCSV出力機能を、2.1.9.のたたき台に追加する**
	2.1.9.		任意の条件（住所・滞納額・税目・担当・賦課年度・期別、分割納付・分納不履行者、滞納処分・猶予の有無、時効消滅、不能欠損、交渉経過、地区、滞納者区分（ランク、性質、連帯状況）、完納者、時効成立予定者、個人住民税の情報（所得・控除種類別・特徴義務者）、文書返戻、口座振替、処分中の財産種類）により滞納者を抽出できること。 また、処分登録した対象者の収納額を抽出できること。	No. 1-2_2 No. 2-3_1 No. 2-5_1		■一括照会 □抽出機能 1　データ抽出機能があること。（一括照会メニュー） （1）　抽出履歴は一覧で表示されること。 （2）　該当者一覧の履歴の参照・編集を可能とすること。 4　抽出該当者一覧の表示・印刷について			任意の条件（住所・滞納額・税目・担当・賦課年度・分割納付・差押・停止等の有無 等）により滞納者を抽出できること。	（黒字：必須） 滞納者の抽出機能は、特定の条件の滞納者へ一斉催告送付や、財産調査する際に、必須機能であると想定しています。 （緑字：要検討） 処分中の財産種類による抽出は、財産別の差押集計等、内部の集計に用いられる抽出条件と認識しています。使用頻度について確認いたします。 処分登録した対象者の収納額については、換価金額の確認等に用いられると考えておりますが、使用頻度について確認いたします。 S社では、追加の参加差押・交付要求／解除の対象者の抽出機能を記載していますが、利用されるシーンが限られるため、過度なカスタマイズと判断し、たたき台上は記載しません。	<要確認事項> a)任意の条件について、必要十分をご確認ください。 b)処分中の財産種類による抽出について、現行の運用で利用されているかご教示ください。また、使用される頻度をご教示ください。 c)処分登録した対象者の収納額抽出機能について、現行の運用で利用されているかご教示ください。また、使用される頻度をご教示ください。 d)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	・×「不能欠損」・○「不納欠損」(F市) **【事務局】不納欠損に修正** a) ・事務報告書のほか各種報告のため集計が必要(B市) **【提案】6.1.1.（統計）、6.2.8.（EUO）で対応する想定。** ・一斉催告を月２回、訪問対象者の抽出を月１回実施。(C市) **【確認】訪問対象者抽出は、2.1.7.（付箋機能）で代用可能か。** b) ・処分中の財産種類による抽出と収納額抽出は、成果確認のため少なくとも月1回は実施。(C市) ・処分中の財産種類の抽出は行っている。処分解除漏れの確認、不動産の処分継続の判断、官公庁からの照会回答作成等に使用。処分中+期間の自～至を合わせて使用することが多い。(E市) ・都道府県などへの調査回答にあたり集計している。頻度は年に４、５回、議会対応など。(I市) ・処分中の財産種別による抽出は、各種調査の回答に必要たか、かなりの頻度で使用しています。(J市) **【提案】処分中の財産種類は、たたき台の粒平を必須化する。** c) ・処分中の財産種類による抽出と収納額抽出は、成果確認のため少なくとも月1回は実施。(C市) ・処分登録した対象者の収納額については対象者からの収納額の確認（抽出）はできるが、処分した明細からは収納額の確認（抽出）は出来ない。処分した金額にしての換価額や自主納付額は集計出来れば今後の滞納整理方針の決定等の資料にはなるが担当者レベルではそこまで必要ではない。(E市) ・処分登録した滞納者に限定した収納額の抽出機能は必要ないと考えます。（換価等による収納か差押中の自主納付による収納か分けて考える必要があり、差押処分等又はその財産に紐当計算及び充当の情報を結づけそれらを集計することが適当だと考えます。）(H市) ・運用していない。(I市) ・処分登録した対象者の収納額抽出機能は、現行システムでは対応しておらず、別にエクセルにて管理し、かなりの頻度で使用しています。(J市) **【提案】成果確認のための集計については、6.1.1.（統計）で代替するため、「また、処分登録した対象者の収納額を抽出できること。」を、削除する。**
												d) ・抽出時の任意の条件についてしか記載されていないが、そもそも出力されるデータはどのようなものなのか。 できれば抽出するデータの種類と種類ごとの出力項目を仕様書に記載した方が良いと思われる。極端な例でいうと、様々な条件付けで抽出されたデータが、宛名番号と氏名しか項目が無いでは活用の幅が限られる。 そもそも出力する項目に抽出条件とする項目があれば、Excelで任意の条件で抽出することが可能。(D市) ○データの種類及び項目（案） 　一滞納者情報 　　滞納者関連情報＋科目別及び合計の滞納調定情報（本税・督促・延滞） 　一滞納調定情報 　　滞納者関連情報＋各納期における調定関連情報 　一時効中断事由等（差押・債務承認・交付要求・徴収猶予・換価猶予・執行停止・催告、督促の停止）情報 **【回答】滞納者抽出後、抽出対象に一斉催告する際に活用等、あるいは、職員が個別に滞納者調査を慎重に見ていく等のケースを想定。D市指摘の、滞納者に関する情報は、個別の滞納者調査（2.1.1.）が表示される想定（抽出した結果、宛名番号と氏名だけが羅列されるようなケースは想定していない）。** ・「地区」の定義が不明です。一般的にいう市の下の町のイメージでしょうか。(H市) **【回答】ご認識のとおり。住基システムで設定された地区を想定している。** ・「文書返戻」の定義が不明です。滞納者の基本情報に居所不明のデータ登録をしておく前提でしょうか。(H市) **【事務局】曖昧状の返戻データを基に滞納者を抽出することを想定。曖昧状が返戻であっても、調査で居所が判明するケースも存在すると想定されるので、「文書返戻」をたたき台から削除する。** ・滞納処分・猶予の有無は現在登録中のものか過去にあれば対象となるのか期間を指定して抽出するのか不明ですので条件を明記したほうがよいと考えます。(H市) **【提案】滞納処分・猶予について、期間を指定して抽出できるよう、たたき台に必須機能として追加する。** ・交付要求（参加差押含む）は滞納処分ではないため「交付要求」を明記したほうが良いと考えます。(H市) **【事務局】たたき台はこのままとする。「交付要求」は広義では「滞納処分」に含まれる（慣習的に標準仕様書の用語の定義で整理する）。** ・条件に納期限の変更者を追加することが望ましいと考えます。(H市) **【確認】納期限の変更者の検索について、使途は何か。（H市）**
	2.1.10.		*地方税滞納整理機構への連携データを作成・出力できること。*					■連動 滞納整理機構へのデータ抽出 ・××地方税滞納整理機構への連携データを、指定の対象者で作成・出力できること ■連動 滞納整理機構への異動分データ抽出口 ・××地方税滞納整理機構の対象者の異動データを、指定の対象者で作成・出力できること ※異動を把握する方法の提案で可		（青字：オプション） 地方税滞納整理機構へのデータ連携をしていない団体もあると想定されるため、オプション機能と想定しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・本県では機構は存在せず。(C市) ・出力時のデータ形式（少なくとも項目）を統一しないのであれば、オプション機能としても意味がないように思われる。(D市) ・考え方・根拠の記載とおりで可。(E市) ・データの作成にあたり、データ管理項目がそもそも足りているかどうか、自治体と滞納整理機構のシステムの組み合わせの問題があり、標準機能としては不適当だと考えます。また、滞納整理機構がいつまで存続するか不明（愛知県は既にありません。）なこと、データの作成頻度も年に数回であることが想定され、必要に応じて外部からＳＱＬを使いデータを作成すればよいと考えます。(H市) ・よろしいのでは…(I市) ・記載の通り。なお、現行では収納管理システムにて、機構への連携データを作成・出力しています。(J市) ・機構等なし。ただし、将来は必要になる可能性は否定できません。(K市) **【事務局】必要な機能はもいるため、たたき台はこのままとする。**
	2.1.11.		確定延滞金、*督促手数料のみの滞納者を抽出できること。*	No. 4-1_2	■滞納整理 滞納管理（207） 附帯金（督促手数料、延滞金等）のみでも滞納者管理ができること。			■基本となる情報 延滞金表示 ・確定延滞金を表示に含めるか切替ができること	確定延滞金のみの滞納者リストを出力できること。	（黒字：必須） 本税完納後、確定延滞金のみの滞納者の抽出は、対象者把握に必要な機能と想定しています。 （青字：オプション） また、督促手数料は、団体によって実装の有無が異なると考えており、オプション機能と想定しています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・問題なし(C市) ・考え方・根拠の記載とおりで可。(E市) ・督促手数料については実際に課していない場合は0として登録されているだけで、現行でも管理項目としてしているシステムがほとんどと想定されるためあえてオプションにせず必須とすることが望ましいと考えます。(H市) ・よろしいのではないでしょうか（督促手数料を徴収しておりません）。(I市) ・記載の通り。当市では督促手数料は徴収していません。(J市) ・督促手数料は制度なし。確定延滞金の優各を定期的に行っているため、実装必用と考えています。(K市) **【提案】必要な機能はもいるので「督促手数料」を必須とする。徴収していない機能員においては、０円登録、もしくは空欄とすることを想定。**
	2.1.12.		*抽出条件について、使用頻度の高い抽出条件を登録し、随時同じ条件を利用できること。*							（青字：オプション） 定期的に同条件で抽出する場合等に業務効率化に寄与するため、団体によって必要性が高いと考えており、オプション機能と想定しております。 本たたき台の記載はS社のみですが、定期的な抽出業務が団体である場合（毎月、○万円以上の滞納者の対応方針を課長以下検討する等）が考えられるため、記載しています。	<要確認事項> ・同じ抽出条件で、定期的に抽出する業務はございますでしょうか。	・担当者別徴収実績の作成(B市) ・ある。分納不履行者リスト、分納一括解除対象者リスト、無処分滞納者リスト、処分用解除リスト、時効要中断リスト。そういった抽出を、毎月２６項目ほど実施。(C市) ・滞納者全件リストを作成するため、滞納額を利用することは多いが、ほかに思い当たらない。(I市) ・各担当者により、抽出の組み合わせ（除外を含む）を工夫してしようしています。(J市) **【提案】たたき台を必須機能とする。** ・ベンダーによるシステムの使い勝手による問題であるたえ標準仕様には適さないと考えます。なお、検索機能は滞納者の個人画面を開くための検索と集計や資料作りのための一覧表を出す検索と分けて議論する必要があると考えます。(H市) **【回答】本機能（2.1.12.）は個人の検索、集計や資料作りのための検索は、5.（統計）、6.3.8.（EUO）で登場。**
	2.1.13.	名寄せ管理	納付義務者単位で複数の宛名情報が存在している場合に名寄せして管理（参照、登録、修正、削除）できること。また、そのリストを出力できること。 世帯構成員および関係者（家族、納税管理人、承継人、代表となっている法人、関連者）について、同時に折衝をおこなう者を名寄せして管理（参照、登録、修正、削除）できること。		■滞納整理 交渉記録・滞納者管理 滞納者情報（77） ・滞納者の家族等関連者情報を照会できること。	■照会・異動 9　関連者 宛名情報の同一世帯員・登録した関連者情報を表示する。 11 関連者状況 関連者の状況照会・追加・削除を行う。 ※同一個人番号登録	■オンライン処理 滞納整理状況 滞納基本（39） ・納税管理人の名寄照会ができること。 ■オンライン処理 実態調査 本人・関連者入力（59） ・関連者情報の登録ができること。	■基本となる情報 関係者 ・法人と代表者・本人と共有資産の本人以外の納税義務者・本人死亡に伴う固定資産税の納税管理人や相続代理人・本人と住民票の同一世帯員でないものの関係者として設定できること ■基本となる情報 同一人管理 ・同一人である複数の認識情報（宛名コード）を同一人として扱えること ・同一人が所有する固定資産税（共有分を含む）を名寄せできること	納付義務者単位で複数の宛名情報が存在している場合に名寄せして管理（参照、登録、修正、削除）できること。また、そのリストを出力できること。 世帯構成員および関係者（承継人、代表となっている法人など）等について、同時に折衝をおこなう者を名寄せして管理（参照、登録、修正、削除）できること。	（黒字：必須） 納税義務者の名寄せは、世帯構成員間での合算分納等に用いられるため、必須機能であると想定しています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) ・特に問題ないと考えています。(K市) ・問題なし。ただし、共有の固定資産税や、個別に設定した関係者も対象とする。(C市) ・当市では共有の固定資産税について、筆頭者の単独宛名に紐づけて運用している。名寄せの条件に付けくわえることが出来ないか？(E市) **【提案】たたき台に、「共有者」を追加する。** ・【確認】「参照」とは対象者を検索するという意味でしょうか。リストを出力できることとは何を想定された機能でしょうか。なお、必要機能が異なるため同一人物指定（以下、名寄せ）と関連者登録は分けて議論が必要と考えます。（H市） **【回答】参照機能は、名寄せした対象者の個人情報（2.1.14.で定義）を、見ることができるという想定。** **【確認】リスト出力について、リスト名の用途及び必要性を確認（I市）** ・収納システムの名寄せ情報を取り込みし、滞納者同一名寄せをした場合、折衝記事、財産調査結果、住所履歴等の情報は名寄せ先で登録したものと同様に扱えることを仕様に明記するべきと考えます。関連者登録したものは滞納者参照画面に一覧表示し、関連者本人の参照画面に展開できることを仕様に明記するべきと考えます。(H市) 【事務局】折衝記事、財産調査結果、住所履歴等の情報は名寄せ先で登録したものと同様に扱えるとは、どのような機能が必要か。 ⇒システム上の機能でいえば宛名番号に対して名寄せ先番号を登録して、名寄せ先の番号でシステム上の記事等を表示される機能ということです。基本的に調定の期別も同様の考え方をしていると想定されますので、それを他のデータにも適用させるということです。（単純に名寄せ先データを移さないのは、間違えて名寄せしてしまい、名寄せを解除したとき に修正できなくなるのを防ぐためです。）（H市） **【確認】他の機能員においても、関連者登録したものは滞納者参照画面に一覧表示し、関連者本人の参照画面に展開できる機能が必要か。**

機能名等		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
2.1.14.		*名寄せされた世帯構成員及び関係者の個人情報（宛名番号、納税氏名、生年月日、住民登録有無、性別、所得、）、滞納情報（部課税額、合計調定額、合計収納額、過納額、滞納額、納期未到来額）が参照できること。*		■滞納整理 交渉記録・滞納者管理 滞納者情報（78） ・世帯員每（納税管理人を含む）の関係税目、合計調定額、合計収納額、過納額、滞納額、納期未到来額が名寄せで参照できること。			■基本となる情報 世帯員口 ・「氏名・生年月日・続柄・滞納金額・所得の種類・収入金額・所得金額・国保加入の有無・国保保険証の種類（一般証、短期証、資格証）」が表示されること ※氏名を必須とする。表示できない項目は備考に記載すること。		（青字：オプション） 名寄せされた納税義務者の滞納額等が、同一画面上で参照できることは使用頻度が高く、必要性が高いと考えます。 同一画面で参照できる項目について、必要性の高い項目を確認いたします。	<要確認事項> a)滞納情報について、必要十分かをご教示ください。 b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	a) ・特に意見なし。（E市） ・現在当市では続柄、氏名、年齢、滞納税目、滞納金額、所得具額、性別、関連種類のみ表示されており、特に不足はありません。表示する内容は個人の基本情報に登録されている管理項目に限定すべき（いちいち計算して表示するとシステムのパフォーマンスが落ちます。）であると考えますので、表示項目は参考に留めるか管理項目を決めたうえで記載するべきと考えます。（H市） ・よろしいのではないでしょうか。（I市） ・滞納情報については、必要十分。（J市） b) ・関係者（同居人、勤務先等）も一目で分かるように。（C市） **【提案】2.1.13.（名寄せ管理）で、滞納者参照画面に一覧表示される機能があればよいか。** ・滞納明細について、現行システムでは任意の対象者について、表示又は非表示を選択可能です。折衝時に対象が世帯員全員とは限らないため、表示又は非表示の選択が必要です。（J市） **【提案】滞納明細に記載される対象者を選択する機能は、2.1.24.（滞納明細作成）で対応する。**
2.1.15.	滞納明細管理	滞納者について、滞納明細情報（氏名、住所、宛名番号、電話番号、軽自動車番号、滞納情報（年度、期別（納期未到来含む）、科目、本税、延滞金、督促手数料、法定納期限等、納付方法、分納有無、滞納処分・猶予有無、時効完成日、<u>滞納処分調査期別、滞納期別現場への技術</u>）） を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 *また、表示の絞り込み、ソート機能があること。*		■滞納整理 照会・発行 滞納者照会（14, 15, 16, 20） ・年度・科目毎の調定額、収納額、滞納額、滞納処分の有無が参照できること。また、年度・科目・期別毎への切替もできること。 ・科目毎の時効完成日が参照できること。 ・処分・猶予等状況を一覧形式に表示する。 ・法人税も同画面で照会が可能なこと。ただし、法人割、均等割の内訳の照会は除く。	■照会・異動 3　電話番号 宛名管理の個人電話番号照会とリンクさせ電話番号を表示する。登録ボタンより宛名管理へリンクし電話番号の登録・修正・削除が行える。 科目情報 税目毎の調停情報及び滞納情報を一覧形式で表示する。 16　年税情報 年度・税目・通知書番号単位の滞納情報を一覧形式で表示する。 17　期別情報 年度・税目・通知書番号・期別単位の滞納情報を一覧形式で表示する。 ■明細選択（共通項目） 1　対象明細選択（猶予・執行停止） ・以下の条件により絞込がおこなえること（調定年度、科目、督促未発行分の表示の有無、時効到達分の表示の有無、執行停止分の表示の有無、納期未到来分の表示の有無 ・関連者の追加ができること 2　対象明細選択（差押） ・以下の条件により絞込がおこなえること（調定年度、科目、督促未発行分の表示の有無、時効到達分の表示の有無、執行停止分の表示の有無、納期未到来分の表示の有無、線上徴収分の有無、督促発送後１０日以内の表示の有無） ・関連者の追加ができること 3　対象明細選択（徴告） ・以下の条件により絞込がおこなえること（納期未到来分の表示の有無、執行停止分の表示の有無、時効完成分の表示の有無、完納・過誤納付分の表示の有無） ・関連者の追加ができること	■オンライン処理 滞納整理状況 滞納基本（31） ・滞納者ごとの指定収納日における納付科目・納付金額（督促・延滞金）の明細を画面等で確認できること。 ■オンライン処理 滞納整理状況 滞納明細（45、46） ・滞納者ごとに滞納調定一覧を明細として画面で確認できること。また科目・滞納・未納を検索条件として絞り込むことができること。 ・処分／緩和が行われた調定については、一覧上で確認ができること。	■基本となる情報 未納（滞納）明細 ・年度、科目（複数）を指定し「納期限の未到来分を含めた」未納情報を表示・印刷できること ・年度、科目（複数）を指定し「納期限を過ぎた」未納情報を表示・印刷できること ・年度、科目（複数）を指定し「滞納処分が可能な」未納情報を表示・印刷できること ※督促状を発した日から起算して１０日を経過した日までに、その徴収金が完納されないとき ※執行停止や時効日が到来していないもの ・年度、科目（複数）を指定し「指定した滞納処分（差押等）」未納情報を表示・印刷できること ■時効管理 時効完成日 ・時効完成年月日と時効完成理由を、対象者の収納明細ごとに表示できること ・時効完成予定年月日と時効完成理由を、対象者の収納明細ごとに表示できること	滞納者について、滞納明細情報（氏名、住所、個人番号、電話番号、軽自標識番号、滞納情報（年度、期別、科目、本税（料）、延滞金、督促手数料、法定納期限、納付方法、分納有無、差押有無）等）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	（黒字：必須） 滞納明細情報を、滞納額、期別、税目などが一目でわかる明細書に記載される情報と認識しています。 滞納明細情報（滞納明細書に記載される内容）の管理機能は、納付未反映の手修正等に用いられると考えられるため、必須機能であると想定しています。 （緑字：要検討） 滞納整理機構へ移管される件数（滞納者数）を確認いたします。 （青字：オプション） 滞納明細の表示の絞り込み、ソート機能については、団体によって使用状況に差がおると考えられ、オプション機能と想定しております。 E市では執行停止、猶予、差押、催告にも滞納明細が記載されている前提で、項目の絞り込みを行う記載をしているように見受けられますが、表示項目については帳票要件で定義するため、本たたき台では記載しません。 同様に3社では表示項目を記載していますが、たたき台上記載しません。	<検討事項> a)滞納整理機構への移管について、移管される件数（滞納者数）はどの程度でしょうか。（3社記載） b)また、滞納明細上表示される必要性について、ご教示ください。 c)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	a, b) ・機構の利用は当市ではなし。（C市） ・当市では130件/年を移管している。（E市） ・現在当市では、滞納整理機構への移管約40件に対して、24件が移管中です。移管案件か否かはフラグにより管理していますが、移管件数が限られており、滞納明細上に表示される必要はありません。（J市） ・当市では広域連合への移管を2.1.7のフラグで管理しており、いろいろな運用が考えられることから標準機能としては明記すべきではないと考えます。（H市） ・滞納処分可能期別については、滞納処分等の登録の際にチェック機能を付けることでも対応可能であることから、具体的仕様はそちらで議論するのがよいと考えます。（H市） **【提案】たたき台の徴平は削除する。（いずれも、滞納明細上管理する必要があるという意見がない）** ・窓口で折衝する際や、本人に滞納状況を把握してもらうための資料として郵送するなど、当市の業務において必要不可欠。なお、当該滞納明細データのCSV出力機能も必要。（滞納明細については2.1.22に同様の機能有）(D市) **【提案】2.1.22.（滞納明細作成）で検討** c) ・法廷納期限だけでなく、納期限も表示必要。（C市） ・納付方法は収納窓口で議論、代わりに口座引落とし可否を追加（口座登録自体は各調定ではなく全体で管理）するべきと考えます。（なお、滞納明細書については様式で記載するものと想定しています。）（H市） ・氏名、住所、電話番号は基本情報ですので2.1.1で記載（H市） ・年度は賦課（調定した）年度、相当（課税対象）年度、延滞金は確定延滞金、滞納処分・猶予有無は滞納処分・交付要求・猶予有無に変更、通知書番号、納期限、変更後納期限、欠損日を追加する。（H市） **【提案】参照先の情報を滞納側で制限しないよう、たたき台の項目を「個人情報、調定情報、収納情報、処分情報等」に集約する。** **【提案】電話番号について、「管理（参照）」に修正する。** **【提案】納期限、変更後納期限、欠損日の追加が必要という意見について、滞納明細の使途はなにか。（H市）**
2.1.16.		延滞金計算日は任意の日付を設定できること。（任意日を指定しない場合は、現在日がセットされること） *<u>また、延滞金計算内訳書を出力することができること。</u>*				■オンライン処理 滞納整理状況 滞納明細（51） ・日割り延滞金の画面表示が可能なこと。	■基本となる情報 延滞金表示 ・指定日（または現在日）で延滞金計算し、結果を表示できること ■差押・参加差押 入力 ・延滞金は無し、又は、任意日を指定し、当日までの延滞金を入力できること		（黒字：必須） 延滞金計算日は、未来日付での明細書の作成時等、任意の日付を入力する機会が多く、必須機能であると考えております。 （緑字：要検討） 延滞金の計算内訳書については、利用頻度について確認いたします。	<要確認事項> a)延滞金の計算内訳書について、利用頻度や、具体的な利用場面をご教示ください。また、必要性は高いでしょうか。 b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	a) ・任意の日付は、入金が先になる年金差押時に必須。（C市） ・延滞金の計算内訳書は市民への説明の際に使用する。処分前後の金額を比較する等にも使用する。頻度はそこまでは多くはない、画面コピーが出来きれば用は足りる。（E市） ・延滞金計算書は滞納者から延滞金が高いなどの苦情があった際に使用して重宝しています。また申告税の場合、申告が遅れた場合の納期限前に納付しても発生する場合があるので、その確認のために任様しています。（H市） ・いつから請求すべき延滞金額になるのか（つまり、1,000円を超えてくるのか）という問い合わせがあった場合に必要となるが、頻度はさほどたかくない。納税相談100件来ければとして、1、2件ほどか（I市） ・現行システムで延滞金計算内訳書を出力することはほとんどありません。延滞金計算根拠の問い合わせはほとんどなく、必要性は低い。（J市） ・納税者から計算根拠を示すよう求められることがあり、必要と考えます。減免の場合にも納税者から開示を求められることがあり、減免決議書に必須です。（K市） **【提案】徴平を必須機能化する。**
2.1.17.		延滞金は任意の日付で期別ごとに自動計算されること。 また、1千円以下の延滞金については切り落とされることとし、（計算を要す）等、延滞金加算を示す文言が表示されること。		■滞納整理 差押え・強制執行 差押え（133） ・入力された延滞金計算日によって、未確定延滞金を「要すＯＯ円」と自動表示すること。	■照会・異動 19　延滞金発生 延滞金が発生するまでの日数・発生日・1日あたりの延滞金発生金額を表示する。		■差押・参加差押 入力 ・差押調書の作成日までの概算を表示して、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるため、延滞金欄に「要す」の記載もできること ■未納一覧表 交付要求用の印刷 ・交付要求に使用するため、未確定の延滞金は「要す（指定した日の延滞金額）」を延滞金欄に表記して印刷できること		（黒字：必須） 延滞金額は、納付計画を立てたり、未来日で差押を執行する際に延滞金額を確認する必要性があり、期別ごとの自動計算機能は必須機能と想定しています。 延滞金が発生していない期別について、加算や示す必要があるため、「要す」表記は必要性が高いと考えます。一般的に実装／利用されている機能と考えており、必須機能と想定しています。 なお、B,E市では差押等の処分時に「要す」を記載すると要件にありますが、記載要件として記載している理由について確認いたします。	<要確認事項> a)1千円以下の延滞金について、差押等の処分時に「要す」記載する要件となっておりますが、特定の処分時に「要す」を記載する理由についてご教示ください。 b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	a) ・不動産や出資金等、差押の日と換価・配当する日に期間を要する場合、延滞金は金額ではなく（法で定める金額を）要すと表示する必要があるため。(B市) ・「換求あり次第即時」や継続差押（給与、家賃等）の場合、交付要求の場合等処分日時点では延滞金は0円でも換価時に延滞金が発生するため「要す」は必須。(E市) ・確度の関係で交付要求する時に確定していない延滞金については要すと記載する決まりとなっていたと認識しており、滞納明細を印刷する仕組みを共有しているためそのようになっているものと推測されます。（なお、交付要求以外では一般的に法律による金額と表記することあ多いと認識しています。）(H市) ・記載の意味がよくわからないのですが、地方税法第20条の４の２第５項にしたがって、確定延滞金の金額が1,000円未満のときはその全額を切り捨てるなどします。他方、差押え時に本税が未納であるため確定していない延滞金については、延滞金の計算を（今後も）要すという意味で、「要す」の記載をします。そして、この時点で1,000円未満の延滞金については、差押えに含めません。(I市) ・当市では5市と同様の運用です。「要す」の記載は、国税通則法所定の全延滞金額を求めているものです。(J市) ・「要す」は「全額」と表記している。差押調書作成時に延滞金の計算が１千円未満であっても納付・取立時に１千円以上であれば計算した延滞金を徴収する（当然延滞金にも差押がおよ）のでこのような記載が必要です。(K市) **【提案】「要す」と「全額」の金額が同一であれば、「要す」でも問題はないか。（K市）** **【提案】たたき台はこのままとする。** **【事務局】「以下」を、「未満」に修正する。** b) 特になし
2.1.18.		課税後、滞納者ごとに即時で担当者が自動設定されること。	No.1-2_4					課税後、滞納者ごとに即時で担当者が自動設定されること。	（黒字：必須） 各団体、各ベンダとも記載が少ないですが、課税直後の担当者の設定漏れを防ぐため、一般的に実装／利用されている機能と考えており、必須機能であると想定しています。	a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	a, b) ・問題ないが、当市ではグループでも自動設定。(C市) ・2.1.4のとおり、当市では、高齢・国籍要件について特に担当制を設けており、担当者を明確にするためです。(I市) ・当市では担当者を表示しておらず、班分けの基礎となる住所に基づく地区名を記載しています。（１つの班に複数の担当者がおり、滞納の長短で担当者を振り分けています。滞納の長短はフラグにて表示しています。）(J市) **【提案】担当者に加え、グループ（班等）を作成し、それを設定できるようにたたき台を修正する。** **【提案】2.1.4.で管理するランクに応じて担当者を割り当る場合等は、2.1.19.で対応する。** **【提案】2.1.4.のランク管理、2.1.9.の抽出結果を用いて、担当者を一括で設定できるよう、2.1.19.で設定する。** ・担当者の自動設定は必須。(E市) ・適切ではないと考えます。たたき台の表記では毎年度課税情報が各税目ごとに認定情報が連例さえるたびに自動判定するのでということでしょうか。2.1.20が性も考慮すれば、個人の新規登録時及び住所等移動時に自動的に担当者を設定することが適切と考えます。（意図はわかりますが、新規課税者は滞納者でない場合もありますので表現上も問題です。）(H市) ・課税直後には担当者設定の必要性は当市では感じていません。滞納データ作成は督促状発送後、一定の時期とし、この時に担当者情報を設定しています。(K市) **【提案】設定するタイミングは、システムの構成によって異なるので、たたき台から「課税後」を削除し、たたき台を、「滞納システムで扱う課税対象者には、担当者が自動で設定されていること。」に修正する。** その他 ・なお2.1.18から2.1.20は滞納明細管理ではなく別の項目を作るべきではないでしょうか(H市) **【事務局】「滞納明細管理」とは区別して、「担当者設定項目」とする。**
2.1.19.		滞納者ごとに担当者（<u>正・副</u>）を個別・一括で管理（参照、登録、修正、削除）できること。	No.1-2_3	■滞納整理 滞納管理 滞納管理（209） ・滞納者ごとに個別設定できること	12　義務者状況 担当者の変更・固定を行う。	■微収計画／バッチ処理 担当者一括設定 担当者一括設定用ファイル作成（127） ・滞納者の担当者割り付けを行うための滞納者ファイルを作成できること。 ■微収計画／バッチ処理 担当者一括設定 担当者一括設定（行政区）（128） ・担当者一括設定用ファイル作成処理で作成された滞納者のファイルに、条件設定ファイルで指定された内容で担当者の割り付けを行えること。確認用の担当者一括設定一覧表を出力できること。 ■微収計画／バッチ処理 担当者一括設定 担当者一括設定（滞納額）（129） ・担当者一括設定用ファイル作成処理で作成された滞納者のファイルに、条件設定ファイルで指定された内容で担当者の割り付けを行いること。確認用の担当者一括設定一覧表を出力できること。 ■微収計画／バッチ処理 担当者一括設定 担当者一括更新（130） ・担当者一括編集処理で作成された担当者設定ファイルを読み、担当者情報に更新できること。	■微収計画／バッチ処理 担当者一括設定 担当者一括設定用ファイル作成（127） ・滞納者の担当者割り付けを行うための滞納者ファイルを作成できること。 ■微収計画／バッチ処理 担当者一括設定 担当者一括設定（行政区）（128） ・担当者一括設定用ファイル作成処理で作成された滞納者のファイルに、条件設定ファイルで指定された内容で担当者の割り付けを行えること。確認用の担当者一括設定一覧表を出力できること。 ■微収計画／バッチ処理 担当者一括設定 担当者一括設定（滞納額）（129） ・担当者一括設定用ファイル作成処理で作成された滞納者のファイルに、条件設定ファイルで指定された内容で担当者の割り付けを行いること。確認用の担当者一括設定一覧表を出力できること。 ■微収計画／バッチ処理 担当者一括設定 担当者一括更新（130） ・担当者一括編集処理で作成された担当者設定ファイルを読み、担当者情報に更新できること。	■基本となる情報 担当者 ・担当者を登録（入力・変更）し、表示できること ・担当者を複数登録できること	滞納者ごとに担当者を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 また、設定した担当者名が、担当する地区の滞納者に紐付き、関連帳票に担当者名を出力できること。	（黒字：必須） 担当者の個別・一括管理は、即時・定時の担当者変更等に用いられると考えられ、必須機能であると想定しています。 （緑字：要検討） 担当者の正副を決定する運用について、確認いたします。 D市、S社では担当者設定の流れを詳細に記載（ファイルを作成し、担当者を割り付ける、職員番号で担当者設定を管理等）していますが、個別・一括での設定ができれば、手法は問題ないと思われるため、記載を不要と判断しています。 S社では担当者を職員番号で管理できることを記載していますが、具体的な管理方法については記載せず、担当者を管理できると記載すれば足りると思われるため、記載を不要と判断しています。	<要確認事項> a)担当者の正副について、ご教示ください。 下記パターンと認識していますが、認識齟齬はございますでしょうか。 ①副担当者は、管理（登録、修正、削除）権限が与えられないケース ②その他（ありましたらご教示ください） b)副担当者を運用する頻度について、ご教示ください。必要性は高いでしょうか。 c)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	a, b) ・当市では、地区毎に担当者（正担当）を定めていますが、高額滞納者には別の担当者（副担当）を設定し滞納整理に当たっております。 正副ともに同程度の権限が必要です。(B市) ・①当市では、副担当はないが、地区でグループ分けで副担当はないが、現年滞納分と滞納繰越分でもグループ分けよって当市としては、副担当の必要性なし(C市) ・当市においては担当者１が市税の担当者、担当者２が国保料の担当者として運用している。担当者１＝担当者２の場合もある（市税と国保料がともに滞納の場合）。(E市) ・メイン（正）担当者不在時に対応する担当者として副担当者の設定。チームで滞納整理を行う場合に必要。(F市) ・正・副は権限は同じで、正がすべての業務を行うが、正担当者が不在のとき に原則副担当者が代理で業務を行うとう業務分担のために設定している。また、チーム制で基本的に正職員がシステム登録を行うが、折衝者や滞納整理方針は２人で相談しながら決めることような運用も考えられます。(H市) ・実際は運用しておりません。(I市) ・①当市では、担当者の正副で管理権限に差はありません。市内外を５つの班に分け、各班には各２名を配置し、主担当と副担当となります。主担当不在の場合に副担当が対応します。（システム上で担当者を表示していません。）(J市) ・副担当者制はとっていません。(K市) **【提案】担当者の正副は、必須機能とする。権限の差異については、たたき台上明記しない。** c) ・仕様に担当者登録理由を設定でき、自動選択以外を指定した場合は、2.1.18の自動設定による担当者の登録をしないことを仕様に追加すべきと考えます。（会社と代表者など一体で納税指導するべき者を同じ担当者で固定するため）(H市) **【確認】他の機能高において、必要性が高いか。** **【提案】メモ機能での対応は可能か。**

機能名等			仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
	2.1.20.		設定した担当者が、地区ごとに滞納者に紐付くこと。		■滞納整理 滞納管理 滞納管理（208） ・地区ごとに担当者を設定できること。			■基本となる情報 担当者更新 ・すべての対象者を町別に指定した担当者で一括更新ができること ・指定した滞納金額の範囲の対象者を、町別に指定した担当者で一括更新ができること ・指定した納期限の範囲のみの未納者を対象者に、町別に指定した担当者で一括更新ができること	滞納者ごとに担当者を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 また、設定した担当者名が、担当する地区の滞納者に紐付き、関連帳票に担当者名を出力できること。	（緑字：要検討） 設定する担当者について、滞納者との紐付きの基準を確認いたします。	<要確認事項> a)滞納者と担当者の紐づきの基準について、左記の記載で問題ないかご確認ください。地区以外に、滞納者に紐づく条件はございますでしょうか。	a) ・機能名称2.1.19と同様。ただし、任意で担当の固定が出来る必要有。(C市) ・市のシステムでは担当者情報が2つ保持できる。1つは市税の担当、1つは国保料の担当。同一の地区（町）でも担当が分かれている。担当者の一括更新時は地区、国籍、未納金額によって同一地区でも担当は3つに分かれている。 担当者1と2で権限の差異はない。(E市) なお、視察に行った先で個別の担当を持たず、課全体で差押担当や催告書発送担当など業務内容で分担を行っている自治体もありました。(H市) ・機能分担制をとっているため、初動段階とその後の滞納整理で担当者が変わる。年に数回、初動から滞納整理へ移管の機会がある。 法人事案は別に法人滞納整理グループで設定 地区以外に、行政区を単位として氏名カナのアイウエオで担当者を振り分けている。(K市) ・金額（未納、滞納額）(I市) **【確認】基本的な振付けは地区ごととし、金額や国籍等、その他の要件は2.1.19.で抽出し、一括変更することで対応できるか。** ・2.1.18に集約すべきと考えます。(H市) **【提案】2.1.18.に集約する。** ・当市では、システム上で担当者名を表示していません。(J市) **【確認】担当者を設定していないということか。あるいはシステム外で管理しているのか。その場合の運用はどのように行われているか（誰や庶全体で対応するということか）。（J市）**
	2.1.21.		関連帳票に担当者名を出力できること。						滞納者ごとに担当者を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 また、設定した担当者名が、担当する地区の滞納者に紐付き、関連帳票に担当者名を出力できること。	（緑字：要検討） 関連帳票に担当者名を出力するパターンについて、確認いたします。 各団体、ベンダに記載が少ないですが、各帳票に担当者名が記載されるケースは多く、検討の必要があると考えます。	<要確認事項> a)関連帳票への担当者名の出力は、下記のいずれで運用しているかご教示ください。（I市） ①徴税吏員名で差押執行する際に記載されるケース ②調査文書の連絡先として記載されるケース ③その他（ありましたらご教示ください） ①については、徴税吏員名でなく音長名を記載する団体もあると考えており、オプション機能と想定しております。 ②については、一般的に実装／利用されている機能と考えており、必須と考えております。 なお、要件として定義する際は、①②を記載を分けることも考えられます。	a) ・処分系の帳票に担当者名を出す場合、照会系の帳票に担当者を出す場合、照会の回答に担当者を出す場合がある（①②③のすべて）また帳票によっては担当者ではなく、照会処理者や任意に担当者を設定して印字する場合もある。未納明細書や納付書には出力者の担当者ＣＤを印字する。(E市) ・①については市長名又は任意の徴税吏員名を手入力できるようにしたい(F市) ・①差押執行する際は音長名を記載しています。（J市） ②照会文書や催告書に連絡先として記載(F市) ・関連帳票とは差押調書、調査書、催告等のことでしょうか。そうであれば各機能又は様式で議論すべき内容ではないでしょうか。なお、滞納明細自体には不要であると考えます。(H市) ・② 　①の運用は捜索時におけるお手製の調書の場合。(I市) ②調査文書の連絡先には、文書出力時のログインユーザー名がデフォルトで入力されますが、変更も可能です。(J市) ・差押調書等、多くの滞納処分関係書類に担当者名欄を設けています。登記嘱託書には法務局との協議で担当者名を表示しています。(K市) **【事務局】本要件の詳細は、帳票WTで議論する。**
	2.1.22.	滞納明細作成	滞納明細情報に基づき、滞納明細を作成できること。	No.1-2_1	■滞納整理 照会・発行 帳票イメージの保存（26） ・滞納明細をCSVファイルで保存できること。		■オンライン処理 滞納整理状況 滞納基本（37） ・本情報照会画面より、「滞納金額明細書」が印刷できること。	■未納一覧表 印刷の項目口 ・未納（滞納）明細を、一覧形式で印刷する機能があること	滞納明細情報に基づき、滞納明細を作成できること。	（黒字：必須） 滞納明細の作成は、滞納処分の帳票や、分納誓約時の滞納額の確認等に用いると考えており、必須機能であると想定しています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・問題なし。(C市) ・窓口で折衝する際や、本人に滞納状況を把握してもらうための資料として郵送するなど、当市の業務において必要不可欠。（D市） ・考え方・根拠の記載とおりで可。(E市) ・念のため最終頁に滞納額の集計を行い、明細書を印刷できることを明記したほうが良いと考えます。また、滞納処分費についても（別に登録して）印刷できた方がよいと考えます。(H市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) ・「滞納明細表」は交渉の際に納税の必要な滞納額を明確に提示するために納税者に渡すことが多い。実務上において、もっとも使用頻度が高く必須のものと考えます。(K市) ・なお、当該滞納明細データのCSV出力機能も必要。(滞納明細については2.1.22に同様の機能有)(D市) **【確認】CSV出力の使途は何か。** **【事務局】2.1.3a)を踏まえて、たたき台の「作成」を「出力」に修正する。**
	2.1.23.		滞納明細について、滞納情報の出力項目（滞納明細情報）を必要に応じて任意に選択できること。 また、以下の期別は表示しないこと。 【表示されない期別】 時効消滅分 執行停止分 不納欠損分 このうち、執行停止分については、表示の有無を選択できること。		■滞納整理 照会・発行 科目絞込み（18, 19） ・表示する科目の指定ができること。 ・表示する設定年度の指定ができること。 ■滞納整理 交渉記録・滞納者管理 滞納整理カード（88, 89, 90） ・滞納明細書は、本税、督促手数料、延滞金すべてを含んだ合計金額が記載できること。 ・滞納明細書発行時、時効や執行停止中のものは表示しないこと。 ・滞納明細書発行時、税選択ができること。	■照会異動・明細 明細の表示及び出力 1　期別明細 期別明細情報を表示。 調定年度・賦課年度・科目・通知書番号を指定することにより絞込表示。納期未到来分を表示する・執行停止分を表示する・時効完成分を表示する・完納・過誤納分を表示する・確定延滞金のみ表示するにチェックすることにより、チェックした対象の期別を含む明細情報を表示。	■オンライン処理 滞納整理状況 滞納明細（47、48） ・還付加算金・督促手数料・延滞金の計算有無の設定ができること。 ・未納明細書に、延滞金のみ残っている期別が表示されること。	■未納一覧表 印刷の項目口 ・宛名番号・住所又は所在地・氏名又は名称・延滞金計算日・発行日・ページ数を印刷すること ■未納一覧表 印刷の条件 ・出力範囲（年度、税目、納期限）を指定して印刷できること ・指定した日で、時効となっている未納明細は記載しないこと	滞納明細について、滞納情報等の出力項目を必要に応じて任意に選択できること。（例：税目、年度、期別、処分の有無、滞納額の任意修正等）	（黒字：必須） 滞納明細情報（滞納明細書に記載される内容）の出力項目選択機能は、納付未反映の期別を表示させない等に用いられ、必要性が高いと考え、必須機能であると想定しています。 （緑字：要検討） 執行停止分については、強制執行でなく自主納付いただく場合などに、表示する場合が考えられるため、たたき台の定義でよいか確認いたします。 なお、たたき台上の滞納明細情報は、2.1.14.で定義しているため、本たたき台上は定義しません。	<要確認事項> a)表示されない期別について、必要十分かをご確認ください。 b)執行停止分について、ご教示ください。 　執行停止分を自主納付（徴収でない）いただく際に、滞納明細上、執行停止分の期別を表示する認識です。 　執行停止分については、表示の有無を選択できるよう定義することを考えておりますが、いかがでしょうか。	a) ・表示されない期別についての確認。納期未到来や処分可能日経過等で表示・印字の選択が出来るか？(E市) ・督促状発送の有無（納期限の変更分は除く）、納期未到来分を選択する機能も必要と考えます。(H市) **【確認】他の構成員において、処分可能日経過、督促状発送の有無（納期限の変更分は除く）、納期未到来分について、表示されない期別に追加する必要性が高いか。** b) ・通常では表示させないのが好ましい。表示の有無は選択制でよい。(C市) ・執行停止分は交付要求時にも使用しますので選択機能が必要と考えます。　(H市) ・当市現行システムでは、期別単位で選択が可能になっています。収納・滞納一体のシステムのため、削除機能がなければ納税の告知の未了分まで表示されるためですが、安全性の面などから考えて、この方法が望ましいのかどうかは議論があると思われます。(K市) **【確認】期別単位で出力を選択できる機能について、表示されない期別と併用できる機能で差し支えないか。** ・執行停止分について、記載の通り。(J市) ・執行停止分の選択が必要と考えます。(K市) ・記載の場合のほか、3年停止中に交渉をする場合（財産が発見されれば停止を取消し、納めてもらうなどと通告する）に備えて、選択できるとよいかと思います。(I市) **【提案】たたき台の義字を、必須機能化する。**
	2.1.24.		*滞納明細について、別名義の同一人及び同一世帯構成員・関連者の未納分も印刷できること。* *また、合算の有無を選択できること。*			■明細選択（共通項目） ・関連者の追加ができること				（青字：オプション） 別名義の同一人及び同一世帯構成員・関連者の滞納明細について、各市の要件に抵当がないため、オプション機能と想定しております。 （緑字：要検討） R社が合算滞納明細について記載しており、必要性について確認いたします。 R社では抽出条件を記載していますが、2.1.22.で定義しているため、本たたき台上は記載しません。	<検討事項> a)情報保護の観点から、同一世帯構成員・関連者の未納分についても明細書を発行してよいか、ご確認ください。 b)関連者について、具体的な例をご教示ください。（G市） c)合算明細書について、現行運用で使用しているかご教示ください。 　また、必要性についてもご教示ください。 　※法人と法人代表者個人の合算明細等のパターンが考えられます。	a)b) ・当市では使用していない。しかし、別名義の同一人物を合算する際や、個人と共有名義の固定資産税等を合算する際には必要。(C市) ・同一世帯構成員や関連者の未納分については構成員各本人とした画面へ遷移後、本人として出力出来ればいいと考える。(E市) ・あくまで抵当がない人情報にあたるための同一世帯員の合算した明細書は不適切だと考えます。同一人物（例：個人と共有代表者）のものは合算して構わないと考えます。（当市では差押処分等の滞納明細は合算しています。）(H市) ・関係性にもよるが、一般的には同意、委任が必要です。 　合算明細書については運用しておりません。できないならできないで、別個に作成すればよいので支障はございません。むしろ、宛名管理のところで漏れがないようにすることが肝要かと思います。(I市) ・本人分と共有分など、一括して処分対象とする場合がありますが、明細は合算されずに各々添付します。(J市) b) ・当市では、同一世帯構成員については、本人と同様に取り扱っています。（J市） **【確認】合算でなく、別個に滞納明細を作成するので足りるか。** **【提案】滞納明細の合算について、たたき台の義字を削除する。**
	2.1.25.	承継・相続・連帯納付義務・第二次納税義務	納税義務者に対して「継承納税義務者」「連帯納税義務者」「第二次納税義務者」の設定を行い、調定ごとに納税義務の拡張情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。				■オンライン処理 実態調査 納税義務の拡張（61） ・納税義務者に対して「継承納税義務者」「連帯納税義務者」「第二次納税義務者」の設定を行い、調定ごとに納税義務の拡張情報を登録できること。また、決議書・通知書が出力できること。	■基本となる情報 承継者情報管理 ・財産および納税義務の承継者を、登録、参照できること		（黒字：必須） 納税義務の拡張については、納税者から徴収できない場合などに第三者に納税義務を課すことがあるため、必須機能であると想定しています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・承継納税義務者については納税義務者が複数になる場合に、調定情報を収納システムと連動して相続人に法定相続分等で再設定する必要がある（時効の管理、延滞金の計算（延滞金の計算についても相続前と相続後で分けて計算する必要がある）、過誤納の還付者の特定が）。これはかなりのボリュームになるため別に議論が必要と考える。(H市) **【事務局】承継の調定替え機能については、収納者でAPPLICに強調中。** ・共有固定資産税の連帯納税義務が多く発生するので、これについても何らかな対応が必要と考えます。(K市) 【事務局】具体的に、どのような対応が必要となるか。 ⇒本市では、固定資産税で共有者への共有者告知を行った場合、連帯納税義務の管理として共有者告知の調定額情報と共有者用納付書の発行機能、その納付書で納税された場合、連帯納税義務（もとの調定）への消込と、交渉記録への収入記事の自動入力を行っています。（K市） **【確認】他の構成員において、承継納税義務者、連帯納税義務者、第二次納税義務者用の納付書発行機能は、必要性が高いか。**
	2.1.26.		承継・相続・連帯納税義務・第二次納税義務について、下記の帳票を作成できること。 ・納税義務承継通知／催告 ・連帯納付義務通知 ・第二次納税義務通知 ・相続人登記嘱託書			第二次納税義務に関する帳票が作成・出力できること 承継通知に関する帳票が作成・出力できること □承継一覧 1　承継一覧の表示ができること 2　相続人設定と取消を可能とすること 相続に関する帳票が作成・出力できること □相続確認帳票印刷 相続確認帳票を作成して印刷する。	■オンライン処理 実態調査 納税義務の拡張（61） ・納税義務者に対して「継承納税義務者」「連帯納税義務者」「第二次納税義務者」の設定を行い、調定ごとに納税義務の拡張情報を登録できること。また、決議書・通知書が出力できること。			（黒字：必須） 納税義務の拡張に係る帳票については、納税者に通知する必要があるため、必須機能であると想定しています。 帳票について、確認いたします。	<要確認事項> ・項目について、必要十分かをご確認をお願い致します。	・「相続人登記嘱託書」は数次相続にも対応するのか？(F市) **【回答】法務省指定の様式の利用による。** 不動産の共有者に対して、共有代表者と同等の課税の根拠となるものが発行可能か。 未相続の不動産について、被相続人の死亡時期によって賦課が変わる（法定相続分で各相続人に請求、相続人全員の共有であるため全額請求）が、対応可能か。(F市) ・連帯納税義務、第二次納税義務を課すことは非常にまれであることから機能要件としなくてもよいと考える。 上記でも述べましたが延滞金の計算は単純に現在の計算延滞金を法定相続分で按分すればよいわけでないことに注意が必要なので具体的に表記する必要があると考えます。また、通知後一部相続放棄する者も想定されることから変更通知書も必要と考えます。 【確認】納付書ついても必要と思われますが、どのようにお考えでしょうか。 **【確認】相続人登記嘱託書は何を想定してるのでしょうか。(H市)** **【回答】納付書は発行前付番の利用を想定** **【回答】法務局への登記嘱託文書を提案** **【提案】2.1.17.（延滞金の計算）にて、承継・相続・連帯納税義務・第二次納税義務の延滞金計算ができるよう、たたき台に追加する。** ・連帯納税義務通知は固定の賦課側の問題ではないでしょうか。また、ここだけ、納「付」とされているのはなぜでしょうか。(I市) **【事務局】連帯納税義務通知に修正する。** **【確認】連帯納税義務通知は、どのような使途か。（D市）** ・不動産差押の際の住所・所在地、氏名　変更登記嘱託書(K市) 【事務局】相続人登記嘱託書で対応できないか。承継とは別の嘱託書を指しているか。 ⇒滞納処分（差押）に伴う代位登記の一種であり、住所（所在地）、氏名（名称）の変更登記の嘱託書で、相続人登記嘱託書とは別のものになります。ここでとげるものではなかったかもしれませんが（他の項目で上げられていればそれで結構です）注意としてここに上げました（K市） **【事務局】個別書の様式については、帳票WTで定義予定。** **【提案】たたき台の記載を、「相続に係る登記嘱託書」に修正。** **【確認】本機能は、必要性が高いか。設定機能としてE2.1.25.は捨し、帳票作成については必須とは言えないか。** **※APPLIC機能にて、他と使用例がないとの指摘あり。**
2.2. 催告処理												

機能名等		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
2.2.1.	対象抽出処理	以下の抽出条件により、任意に催告対象となる未納分を抽出できること。 ＜任意抽出条件＞ 年度（現年度/過年度）、期別、科目、滞納種別（事由）、滞納額、発送年月日、収納現在日、公示送達日、指定納期限、督促状発送有無、調定年月（開始月、終了月）（法人住民税のみ）、現年未納かつ延滞金のみの滞納繰越分があるもの、担当者名、電話催告対象者、訪問予定者 ＜発送除外条件＞ 督促停止（停止開始日・停止解除日・期別・停止理由（「引抜・停止」を登録した場合）、仮消込、分納契約、納付受託、徴収（換価）猶予、滞納処分、執行停止、時効期別、特徴対象者、死亡者、居所不明（調査）者、不現住者（転出若しくは転居していたもの）、海外転出者、本税完納済の年度、線上徴収	No. 1-1_1. 3 No. 2-2_1				■催告書 統計 ・一斉出力した催告書に対して、後日、未反応な案件（交渉経過に記入がない等）をリストにできること ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 納付書の一斉作成 ・納付計画に沿って発行する対象者の一覧（対象者・履行予定日・分納金額）を、担当者別に印刷できること	以下の抽出条件により、任意に催告対象となる未納分を抽出できること。 ＜任意抽出条件＞ 年度（現年度/過年度）、期別、科目、滞納種別（事由）、滞納額、発送年月日、収納現在日、公示送達日、指定納期限、督促状発送有無、調定年月（開始月、終了月）（法人住民税のみ）、現年未納かつ延滞金のみの滞納繰越分があるもの、担当者名、電話催告対象者、訪問予定者　等 ＜発送除外条件＞ 督促停止（停止開始日・停止解除日・期別・停止理由（引抜・停止）を登録した場合）、仮消込、分納契約、納付受託、徴収（換価）猶予、滞納処分、執行停止、時効期別、特徴対象者、死亡者、居所不明（調査）者、不現住者（転出若しくは転居していたもの）、海外転出者、本税完納済の年度、線上徴収　等	（黒字：必須） 催告対象者の抽出条件と除外条件の定義は、各団体の方針や担当の裁量で送付対象を抽出／送付すべきでない対象を除外することが可能と考えており、必須機能と考えています。 （緑字：要検討） 任意抽出条件、発送除外条件の項目について、確認いたします。	＜要確認事項＞ a)抽出項目、除外項目について、必要十分かをご確認ください。	a) ・抽出条件は組み合わせできると明記したほうがよいと考えます。(H市) **【論点】抽出条件、除外条件は仕様に選択し、組み合わせができるようなたたき台に追加する。** ・抽出条件について 追加・・確定延滞金のみ滞納、納期〇〇日以降の明細、2.1.7フラグ（付箋）により一定の付箋が設定されているもの、2.14のランクにある一定のランクが設定されているもの ・除外条件について 追加・・2.1.7フラグ（付箋）により一定の付箋が設定されているもの、2.14のランクにある一定のランクが設定されているもの(E市) **【提案】付箋、ランクでの抽出・除外条件について記載する。** ・抽出条件の督促状発送有無については、納期限変更者は変更後納期を過ぎたものは督促状発送と同様に扱うよう明記する必要があると考えます。(H市) 【事務局】納期限変更者の詳細を確認。線上徴収（納税の告知）で督促状を兼ねる機能とすればよいか。 ⇒実際に督促状を発送しているわけではないので督促状を兼ねるとしてしまうと、滞納側との連携で問題になる可能性があるため、督促状発送有無とは別項目として管理し、抽出条件の督促状発送有無を無くしたうえで、新たに督促状・線上通知発送有無を抽出条件に追加することが適当と考えます。(H市) **【提案】督促状発送有無と線上通知発送有無は厳密には同一ではないため、抽出条件に、線上通知発送有無を追加する。** ・死亡者でも除外しない。本税完納済でも、延滞金が未納になっていれば除外しない。(C市) ・現在未納かつ延滞金のみの滞納繰越があるものでは現年度の延滞金のみの滞納者を特定できないので単純に延滞金のみの滞納者が適当と考えます。(H市) **【提案】たたき台の「現年未納かつ」を削除する。** ・電話催告対象者、訪問予定者はそもそもその情報を有しているとは限らないことから除外すべきと考えます。　(H市) **【提案】電話催告管理機能はオプション、訪問管理機能（2.3.6.，2.3.9.）は削除予定のため、たたき台から削除する。**
											・【確認】発送年月日、収納現在日、指定納期限とは何を示していて何を基準として想定しているかご教授ください。前回の催告等を想定しているのであれば、催告に対する収納管理までシステムでする必要があり、現実的に難しいのではないでしょうか。(H市) 【事務局】前回の催告日、直近の領収日の組み合わせで、対応可能でしょうか。 ⇒事務局の案では毎月納期限があるため現実的に精度ある管理をすることは難しいと考えます。別項目でも議論がありますが、分納管理登録や、催告時にスケジュール登録もして催告期限（実際には営業日程度後）に納付があるか確認することが現実的であると考えます。(H市) **【論点】発送年月日については、「前回の催告」を想定している。** **【提案】（分納計画の）誓約年月日、催告期限を抽出条件に追加する。** **【提案】たたき台の「指定納期限」を、「納期限」に修正する。** ・除外条件の徳催告停止、納付受託、居所不明者、不現住者はそもそもその情報を有しているとは限らないことから、仮消込は収納に反映している前提から、「特別徴収対象者」、「線上徴収」は除外する理由がないことから、「時効期別」はそもそも催告対象でないことから削除すべきと考えます。代わりに督促状未発送（線上徴収は変更後納期限後は発送扱い）を追加すべきと考えます。(H市) **【確認】他の構成員において、上記項目を削除しても差し支えないか確認。** ・また、「分納制約、徴収（換価）猶予、滞納処分、執行停止」は現在その状態であることを明記すべきと考えます。また、交付要求は滞納処分でないことから条件に追加すべきと考えます。(H市) **【提案】「分納制約中、徴収（換価）猶予中、滞納処分中、執行停止中」と表記を変更する。** **「交付要求」は用語整理後に予算する。**
2.2.2.	催告書作成	抽出条件を指定し、催告書を一括及び個別に作成（データ、紙）できること。	No. 2-2_2	■滞納整理 照会・発行 現年催告書（45） ・現年調定で本税未納額、または延滞金未納額があるものについて、現年催告書と現年催告書作成リストを出力できること。 ■滞納整理 照会・発行 滞繰催告書（50） ・滞繰調定で本税未納額、または延滞金未納額があるものについて、滞繰催告書と滞繰催告書作成リストを出力できること。	9.3.2.2 催告書作成 督促しても、納付しない納税者に対し、段階別に催告書を出力する。 １個別催告 ２一斉催告		■催告書 種類 ・対象者の画面から、催告書の種類を選択のうえ催告書を印刷できること ・対象者を指定した一覧から、催告書を印刷できること ※年度、税目等（複数の税目を選択できること）・納期限（範囲）・滞納処分中を除外・確定延滞金の未納の下限　など ※条件指定（システム標準の条件）できることを必須とし、上記※の条件は希望要件とする ・条件設定（分類コード・未納額・未納の最古の納期限・確定延滞金の未納の下限　等）から抽出した対象者（個別に除外者を選択）の催告書を印刷できること ※条件指定（システム標準の条件）できることを必須とし、上記※の条件は希望要件とする ■催告書 発送 ・発送日を指定して、印刷できること ■催告書 催告書の一斉作成 ・発送日を指定して、催告書・未納一覧表・納付書・送付用媒体（なるべく一体の様式で、送付するまでの工程に効率的な工夫がされていること。）を、一括で印刷できること ※一斉催告の明細に、確定延滞金を含める又は除くどちらかの条件で指定できること（運用保守で可） ※確定延滞金の催告書を作成できること（納税通知書、督促状などで期日後に納付した場合、軽度の延滞金催告を想定） ・地方税法と関連法等に従った項目及び文言を印刷すること ・複数の年度・税目・期別を纏めた納付書の番号等から、どの年度・税目・期別・本税（料）・延滞金を発行したか簡易な方法で検索できること ※滞納システム以外の画面でも可	抽出条件を指定し、催告書を一括及び個別に作成（データ、紙）できること。	（黒字：必須） 抽出された催告対象者に対する催告書の出力は一般的に実装／利用されている機能という認識であり、必須機能であると想定しています。 なお、具体的な抽出条件は、2.2.1.で定義しているため、本要件では定義しません。 E市では、法定文言の記載などを記載していますが、自明であると考え、たたき台に記載していません。また、画面・操作要件については、たたき台上は定義いたしません。 S社では夜間処理による催告書作成機能を記載していますが、作成できることが記載されていれば問題ないと判断し、記載していません。 T社ではマルチ収納様式について記載していますが、催告書付随の納付書を意図した記載と考え、たたき台に記載していません。	a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	a) ・問題ないが、催告の種類を選べること。当市では催告書後未納が続いている場合、最終催告書を作成している。(C市) **【提案】2.2.3.で対応可能か。** b) ・発送業務の事務軽減のため、一括印刷の場合は催告書の印刷の順番は郵便番号ごとにソートできる機能を追加すべきと考えます。（持ち込みする郵便局ごと、特定記録郵便の有無ごとに仕分けする必要があります。）（H市） **【事務局】ソート機能については、操作要件であるため、標準化の対象外。** また、念のため滞納整理の個人画面から催告書の個別印刷ができることも明記した方がよいと考えます。(H市) **【提案】滞納整理の個人画面から催告書の個別印刷ができるよう、たたき台を修正する。**
2.2.3.		未納者の状況に応じた通知内容を任意に選択して催告書を発行できること。		■滞納整理 照会・発行 催告書発行（42） ・催告書の文面を複数パターン登録することができ、選択使用できること。また、選択時に文面の確認ができること。 ■滞納整理 照会・発行 滞繰催告書（52） ・（分納者用継続依頼） 納付誓約や納付約束をした場合で、滞繰調定で本税未納額、または延滞金未納額があり、かつ分納継続中のものに対して、分納者用継続依頼（滞繰催告書の文面が違うもの）が出力できること。また、その出力した該当者一覧が出力できること（EUCでも可）。 分納履行者又は不履行者の把握ができること	9.3.2.2 催告書作成 督促しても、納付しない納税者に対し、段階別に催告書を出力する。 １個別催告 ２一斉催告	■オンライン税理 滞納整理状況 滞納明細（52） ・「督促状」「催告書」等各種帳票を出力できること。また、フリー様式の催告書（タイトルと通知文をオンラインで自由に編集可能）の出力もできること。	■催告書 文面 ・文面を複数の種類を登録できること ・文面を印刷時に選択して、印刷できること ・別送付先（住民登録地以外）や納税管理人等が指定されている場合は、指定された送付先を記載すること ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 ・納付計画の履行催告書を印刷できること	未納者の状況に応じた通知内容（強制力の異なる5種類以上）を任意に選択して催告書を発行できること。 催告書の例：差押事前通知、未納のお知らせ、納付相談のお知らせ、来庁要請、財産調査の予告	（黒字：必須） 催告書発行機能は納税催告業務のために必須と思われます。 帳票要件側で、必要最低限と思われる催告書送付のパターン、パターンごとの文面を定義いたします。よって、本たたき台上は記載しません。 ※その他、各団体が独自に使用する催告書については、催告書文面編集機能を2.2.5.で定義し、カバーいたします。 B社ではプレビュー機能を記載していますが、プレビュー機能は共通要件化するため、本たたき台には記載しません。	a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	a) 特になし b) ・滞納者の状況に応じた催告書を発送するため、催告書の内容をユーザーで作成、複数登録でき、任意に選択して発行できることとした方がよいと考えます。(H市) **【提案】催告書の内容をユーザーで作成、複数登録でき、任意に選択して発行できるよう、たたき台に必須機能として追加する。**
2.2.4.		延滞金記載の有無をパラメータの設定により選択できること。 延滞金を表示する場合は、任意日を指定し、当日までの延滞金を期別ごとに計算し表示することができること。任意日を指定しない場合は、現在日がセットされること。		■滞納整理 照会・発行 催告書発行（43） 延滞金計算年月日を手入力でき、延滞金計算ができること。 ■滞納整理 照会・発行 現年催告書（46） ・未確定延滞金の印字の有無を選択できること。 ■滞納整理 照会・発行 滞繰催告書（51、53） ・未確定延滞金の印字の有無を選択できること。 ・（分納者用継続依頼） 未確定延滞金の印字の有無を選択できること。			■催告書 発送 ・発送日付けの延滞金計画された未納一覧表・納付書を発行できること ■催告書 催告書の一斉作成 ・発送日付けの延滞金計画された未納一覧表・納付書を発行できること	延滞金を記載するしないをパラメータの設定により選択できること。	（黒字：必須） 延滞金の記載有無の選択は、本税完納後に延滞金を清算する場合は記載しない運用をする団体もあるため、必須機能であると想定しています。 また、記載される延滞金は延滞金計算日を任意に指定する必要がある（催告発送日にあわせる等）ため、必須機能であると想定しています。 S社では「要す」の印字について記載していますが、催告書に付随する滞納明細上の機能という認識です。2.1.16.で定義されているため、本たたき台上は記載しません。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・パラメータの設定とすると、システム全体で必ず表示又は非表示でもよいとも読めるため、催告書印刷画面上で選択できること等の表現の方がよいと考えます。また、納付書に表示した延滞金を印刷することも明記した方がよいと考えます。(H市) **【提案】たたき台の延滞金表示で対応可能と考えるため、たたき台はこのままとする。**

機能名等		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
2.2.5.		催告書について、印字項目（タイトル、文面、注意文（連券）、指定納期限）を任意に編集できること。			9.3.2.1帳票発行（フリー入力） フリー入力帳票について出力できること 1表題、文面、注意文に分けて作成、編集、保存が行えること。 2作成した催告書ごとに追加、修正、削除できること。	■オンライン処理 滞納整理状況 滞納明細（52） ・「督促状」「催告書」等各種帳票を出力できること。また、フリー様式の催告書（タイトルと通知文をオンラインで自由に編集可能）の出力もできること。	■催告書 文面 ・催告書の文面を修正して印刷できること	催告書について、印字項目を任意に修正できること。	（緑字：要検討） 催告書の印字項目の修正について、文章を自由に編集できる機能（フリー文書）という認識です。 必要性について確認いたします。	<検討事項> a)催告書を使用するタイミングは、ある程度決まっているという認識です。（分納不履行→不履行通知、差押直前の催告→差押予告等） フリー文書について、所定の催告書文面でカバーしきれない場合に用いられると考えていますが、使用するタイミングについてご教示ください。	a) ・フリー文書は必要。介護保険料・後期高齢者保険料に関する催告の際に、該当法令等を記載するため。 なお、ベンダーが、所定の催告書を追加し易い仕様が好ましい。(C市) ・催告書を送るタイミングはある程度決まっているが、催告の文面は変更したい（同じ文面では効果が薄れる） 例．催告・不履行なら差押、催告・不履行なら給与照会、催告・2回目は文面強化、対緩分の催告書は現年分より厳しく等。(E市) ・受領催告（供託前）など、現在はフリー文書で対応している。(F市) ・必須機能と考えます。標記としては、デフォルトの納付の指定期限を設定できること。指定期限は変更できること。催告書書の文章は印刷画面上で任意に変更できること。の方がよいと考えます。当市では定型文はつじつまが合わないような場合、催告の理由を具体的に記載する場合、差押対象財産に相続財産が含まれることをあえて表記するような場合等に使用してきます。(H市) ・2.3.9に関連するが不在票／未税完納後の延滞金の催告文書／長期未接触の場合の呼出状、もっとも、wordなどで対応している。(I市) ・催告書は正例で出すもの、臨時出すものがあります。文面の内容もまちまちだと思います。(J市) ・文意の内容について、外部からの指摘や見直しにより修正が必要となります。修正の都度、カスタマイズとして有償とならないように、任意に編集できる必要があります。(J市) **【提案】たたき台の柔平を必須機能化する。**
2.2.6.		*一斉催告時の催告書に納付書が出力されること。* *また、納付書は下記を選択できること。* *用紙：納付書 or 郵便振替払込書* *金額：記入 or 未記入*						一括出力の催告書に付く振込票は下記を選択できること。 用紙：納付書 or 郵便振替払込書 金額：記入 or 未記入	（青字：オプション） 一斉催告時に納付書を同封するかは団体によると考えており、オプション機能と想定しております。	<要確認事項> a)一斉催告の運用について、ご教示ください。なお、下記パターンを想定しております。 ①納付書類を同封しない ②滞納分の納付書全てを同封する ③郵便振替払込書（金額記入）を1枚同封する ④郵便振替払込書（金額未記入）を1枚同封する このうち、①の運用を行う団体については、本要件は不要という認識です。	a) ・限年度分の催告は、金額入り納付書付きの催告書を発出している。(B市) **【確認】現年度、過年度で、一斉催告の運用を使い分けているということか。** ・当市では①。任意で納付書を再発行で対応。同封しすぎると、過誤納の原因になるため。(C市) ・当市の運用はパターン②で実施している。(E市) ・当市では郵便振替用払込票１枚に滞納金額を記入して印刷しています。なお、納付書を印刷するかしないかを選択することができます。一斉催告には納付後に延滞金のみ残った者に対する催告もあることから印刷の有無を指定して印刷できる機能が必須機能と考えます。(H市) ・④(I市) ・一斉催告時は、①納付書類を同封していません。(J市) ・①②、例外的に③が想定されます。②の場合、１枚でのまとめ作成機能も必要です。(K市) **【提案】①～④全てのパターンが想定されるため、本機能を必須機能化し、納付書の出力の有無を選択できるようたたき台を修正する。**
2.2.7.	催告書発送情報管理	催告書/督促状の発送情報（発送履歴、発送有無、発送日、催告期限、催告区分（催告、差押事前通知など）、発送停止情報、納付書種類（一般、郵便振替））の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 *また、催告書の発送停止情報については、個人単位・期別単位のいずれも設定できること。*	No. 1-1_1, 7 No. 2-1_3 No. 2-2_5	■滞納整理 交渉記録・滞納者管理 催告書停止（96, 97, 98） ・バッチの催告書を発行しないよう停止処理ができること。（一括停止） ・バッチの催告書の発行停止を期別に選択できること。（期別停止） ・催告書が期別停止されている納税者情報と一括停止されている納税者情報を取得し、リスト表示する。	■照会・異動 12 義務者状況 担当者の変更・固定、分類・訪問区分の更新、催告停止区分登録・修正・削除を行う。 13 注意事項 催告停止区分を表示する。	■オンライン処理 滞納整理状況 滞納明細（53） ・催告書発送履歴が管理可能であること。 ■オンライン処理 徴収緩和 督促・催告の停止（81） ・対象となる科目・年度・期別を選択後、督促・催告の停止情報（停止日・停止区分・停止理由・停止期間）の登録ができること。 ■徴収緩和／バッチ処理 帳票出力 督促停止一覧表作成（98） ・徴収緩和編集で作成された滞納整理ファイルより、督促を停止している対象者を抽出し、督促停止一覧表を編集、出力できること。 ■徴収緩和／バッチ処理 帳票出力 催告停止一覧表作成（99） ・徴収緩和編集で作成された滞納整理ファイルより、催告を停止している対象者を抽出し、催告停止一覧表を編集、出力できること。	■督促書 督促書停止 ・特定の税金等（年度-税目-期別）を指定して、催告書を停止できること ・対象者を指定して、催告書を停止できること ■催告書返戻 入力の制限 ・催告書を発送した情報から、返戻された催告書を検索できること ・催告書が返戻された情報を登録できること ・ファイルに入力した返戻された催告書の情報を取り込み、一括登録できること ・返戻された催告書の一覧を表示・印刷できること		（黒字：必須） 催告書／督促状の発送情報の管理や、発送停止の管理（登録等）は、次に送付すべき催告書が分かるよう催告区分を管理するなど、必要性が高いと考えており、必須機能であると想定しています。 （緑字：要検討） 催告書の発送停止情報（特に期別単位での設定）について、運用の場面を確認いたします。 D,E市では操作の流れについて記載していますが、催告書／督促状の発送情報が管理できることが記載されていればよいと考え、本たたき台は記載しません。	<要確認事項> a)催告書発送停止情報設定について、具体的な運用の場面をご教示ください。なお、以下のパターンを想定しています。 ①個人単位＝一括納付約束などで、滞納者に一切の催告書送付をしない場合 ②期別単位＝特定の期別の納付約束などで、滞納者に当該期別の催告書送付をしない場合 b)うち、②のパターンについて、他に運用の場面はあるでしょうか。 また、必要性は高いでしょうか。 c)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	a) ・①について、出国や職権消除等（E市） ・①分納誓約中等に誤って催告書送付しないよう、滞納者個人単位で催告発送停止機能を使用します。（J市） b) ■不要 ・②の必要性は低い。（C市） ・ずみません。そもそもパターン分けがわかりません。②のように、この期別は納めることを約束したけれど、他の期別については催告を出す。といったことがあるのでしょうか。他の期別についても案内しているのでしょうか。仮に時効を考慮するとしても、それであれば誓約書を全期別についてまげばいいのではないでしょうか。(H市) ・②期別単位で催告止めすることはありません。(J市) ・管理方法がはっきりとしないため、少なくとも印刷した催告書の種類、合計金額、指定期限を交渉記録の記事に登録できることを明記すべきと考えます。また、催告停止情報を登録する運用は現実的でなく、分納制約したものを対象者から外す等の運用でカバーすべきと考えます。(H市) ■必要 ・②について、差押等の処分で換価後入金前の明細、執行停止予定明細（小額の延滞金等）、充当見込み明細、その他特段の事情。期別の催告停止の頻度は高く必要性は高い。(E市) 【事務局】催告書に掲載される滞納明細データについて、出力する期別を手動で決定する対応（2.2.2.催告書作成に新規に追加を想定）では困難か。 ⇒個別で催告書を発行する際には手動で発行停止を設定するということで問題ない。しかし、一斉に催告書を発行する場合において、該当者をひとつずつ確認するのは手間であり、関連いも起きると考える。そもそも期別単位での催告書の発送停止機能については、直近ですぞに催告書等を出している期別があるなどといったケースもあるため、必要と考えている。(E市) **【提案】期別単位の発送停止情報設定を、必須機能とする。** **【提案】「催告書に出力される期別を選択できること。」を、2.2.2.（催告書作成）に追加する。**
											b) ・督促状は収納システムで発行する前提であるなら収納システムのデータと連携して発行情報、時効管理情報を登録することを明記すべきと考えます。(H市) **【事務局】督促状催告管理については、収納4.2.で定義済み。** **【確認】収納側の発行データを連携し、期別ごとに督促状発送の有無、時効管理の登録ができるよう、たたき台に追加する。** ・発送しなかった時のため、情報の削除もできることが好ましい。また、経過履歴（交渉履歴）にも、発送情報が自動で記録されること好ましい。(C市) **【提案】催告書発送情報の削除機能は、たたき台で対応している。** **【提案】交渉経過への自動記録は、2.3.6.で対応する。**
2.2.8.	電話催告結果情報管理	電話催告結果情報をシステムに入力し、*電話催告の実績集計が行えること。* *また、電話催告サブシステムの場合、電話催告結果の交渉経過情報を連携できること。*	No. 2-4_5					電話催告結果情報をシステムに入力し、電話催告の実績集計が行えること。	（黒字：必須） 電話催告は滞納者折衝方法として一般的に実装／利用されている機能と考えており、システムへの入力は必須機能と想定しています。 （緑字：要検討） 電話催告の実績集計は団体によって対応に差があると考えており、オプション機能と想定しております。 （青字：オプション） サブシステムを使用する場合、交渉結果を連携することで、交渉経過への記録を容易に行えますが、サブシステムを利用しない団体もあるため、オプション機能と想定しております。	<要確認事項> a)電話催告の実績集計を定期的に行う運用は一般的でしょうか。以下のような例を想定しています。 ①毎月1度、電話催告期間を設け、架電件数、滞納者の収納額等を集計している ②毎月の電話催告による架電件数、対象者の収納額等を集計している ③その他	a) ・当市ではない機能だが、サブオプションがあっても問題なしと思われる。(C市) ・当市では電話催告は委託している。催告業者の使用するサブシステムの交渉経過を夜間に連携している。催告対象者を1月単位で入れ替え、１ヶ月を通して催告架務を行う。(E市) ・単に電話催告に限らず記事登録できることでは不足なのでしょうか。実績集計の集計内容（催告に対する収納額を集計したいなら、催告に連動した入金額の登録が必要等）により機能が大きくことなることからこのような抽象的な仕様は不適切だと考えます。(H市) ・実績ございません。(I市) ・電話催告を行っていない。(J市) ・APPLICより、別製品での対応が多いことから、原案通りでオプション機能とするのでよいという指摘。 **【提案】実績集計に用いる機成員がないため（E市は交渉経過の連携で対応している）、本要件は削除する。** **【提案】6.4.（他庶務システム連携）にて、サブシステム（電話催告サブシステム等）との連携機能を、オプション機能として追加する。**
2.3. 交渉・臨戸処理											
2.3.1.	交渉経過管理	滞納者に対する交渉経過項目を管理（参照、登録、修正、削除）できること。登録、削除については、個別・一括で行えること。削除の際は、誤って消すことに対する防止措置が取られていること。 【交渉経過項目】 日付 場所 時刻 内容 見出し 折衝相手 担当者 対応者 約束情報 交渉方法（臨戸、来庁、電話応対・催告、文書催告、送金あり、調査、整理方針 ）		■滞納整理 交渉記録・滞納者管理 交渉記録（56, 58, 61, 64, 66, 68） ・入力した交渉記録情報を照会できること。また、最終折衝日より何日経過したかの確認もできること。 ・折衝の記事、約束事項等が登録でき、かつ、その内容が表示されること。 ・滞納者毎に入力された交渉記録を一覧形式に表示することができること。 ・過去の交渉記録の削除ができること。 ・日付、時間、場所、交渉内容、担当者、金額等を一覧表として発行できること。 ・交渉内容入力時、500文字以上入力可能であること。	■照会・異動 20 経過記録 登録されている経過記録の日時・場所・相手・内容・見出し・詳細有無・対応者を表示する。 21 経過記録処理 経過記録の追加・修正・削除、予定の登録・債務承認を行うことができる。 ■照会異動・履歴 履歴の表示と異動を行う。 1 経過履歴 経過記録の詳細情報を表示 日付範囲を指定、内容登録のある記録は除くにチェックできる、見出し・詳細に含まれる文言の指定により、絞込表示。また、債務承認・予定登録・経過記録の追加・修正・印刷を行う。	■オンライン処理 滞納整理状況 経過記録（42） ・徴収緩和情報・滞納給分情報・折衝情報が経過記録として一覧形式で参照でき、帳票としても確認できること。また、期間を指定して表示できること。	■基本となる情報 交渉履歴 ・交渉年月日、交渉の分類、交渉内容、交渉者が表示されること ・簡単な操作で選択した交渉の詳細な画面を表示できること ■交渉経過 入力項目 ・「日時・場所・概要がわかる分類・内容（文章）・交渉者・予定であるか」を交渉経過として入力・修正・削除できること ・現在の日時が表示され、任意に修正できること ・概要が分かる分類を、簡単に選択できる工夫があること ・概要が分かる分類の種類を、追加・修正できること ・内容（文章）は、３００文字以上を入力できること ・端末操作者が交渉者に表示され、任意に修正できること ・来庁や電話等の予定として入力する工夫があること ■交渉経過 交渉経過の照会 ・対象者の交渉経過を新しいものから順番に表示・印刷できること ・特定の対象者の「交渉日の範囲・概要の分類・交渉者」を条件に抽出し、交渉経過を表示・印刷できること ・全ての対象者の「交渉日の範囲・概要の分類・交渉者」を条件に抽出し、交渉経過を表示・印刷できること ■交渉経過 印刷の内容 ・法人・個人の認識番号・氏名・住所・交渉経過項目「日時・概要がわかる分類・内容（文章）・交渉者・予定であるか」を印刷項目とすること ■基本となる情報 進捗管理 ・滞納整理の進捗状況を入力できること ※自動でもよい ・指定した条件に当てはまる対象者の進捗状況を一括更新できること ・指定した進捗状況の対象者の指定した項目を一覧表示または印刷できること	滞納者に対する交渉経過（日付、時刻、内容、義務者、担当者名、約束情報、交渉方法（臨戸、来庁、電話応対・催告、文書催告、送金あり、調査、国保賦課・給付、整理方針 等）、交渉事由（保険証更新、分納誓約、電話有無等）、特記事項等）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 ※記事は、最低限999件以上管理できること。 ※記事ごとの必要最低文字数は1000文字とする。	（黒字：必須） 交渉経過の管理は滞納者との交渉事由を追うために必要と考えており、必須機能であると想定しています。 また、交渉経過項目の削除に関する防止措置について、職員のヒューマンエラー防止の観点から、必要性が高く、必須機能と考えております。 （緑字：要検討） 項目について、確認いたします。 B社では交渉記録を一括で複数人に対して別々の内容を登録できる機能を記載していますが、運用される場面が不明であり、各団体、他ベンダにおいても同様の機能が見受けられないと思われるため、記載していません。 S社では経過記録ごとの種別管理、背景色、を記載していますが、交渉経過を管理できることと記載されていれば問題ないと判断し、本たたき台上は記載していません。 また、交渉経過画面上においてもイメージデータ取込、収納状況確認、返戻情報確認等、付随する機能の記載がありますが、いずれも他要件で定義されており、2.1.5、2.1.1.で確認できる内容であることから過度なカスタマイズであると判断し、たたき台上は記載していません。 なお、B,E,I市、S社では交渉経過の文字数を記載していますが、検討会での定義は困難であると考え、APPLICへ確認いたします。	<要確認事項> a)交渉経過項目について、必要十分かをご確認ください。 <APPLIC確認事項> ・APPLICが標準仕様書に求める適正な交渉経過の文字数をご提案ください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	a) ・経過協調（行の色付け）が出来るようにすること。(C市) **【提案】特定の交渉経過を強調表示できるよう、たたき台に必須機能として追加する。** ・当市では滞納管理システムを複数の部署で使用している。対応者の特定に時間が掛かるため「所属」を追加できないか？(E市) **【確認】対応者名での特定では不足するか。対応者名の前に所属を付記する対応は困難か。（E市）** ・対応者がいれば対応者は不要ではないかと考える。交渉方法は見出しに記載すれば足りるので不要と考える。(H市) **【確認】「担当者」がいれば「対応者」は不要という認識でよいか。** **【確認】E市では「対応者」を使用しているように見受けられる。他の機成員においてはどうか。** **【提案】「交渉方法」の項目は他の項目と興様、定型的に記載される項目と思われるため、たたき台はこのままとする。**
2.3.2.		*定型語句を登録することにより、引用することができること。*		■滞納整理 交渉記録・滞納者管理 交渉記録（65） ・定型語句を登録することにより、引用することができること。			■交渉経過 入力項目 ・定型文章を簡単に入力する工夫があること		（青字：オプション） 定型語句を活用し、入力事務の削減を図るにあたり、必要性が高いと考えています。 団体によって使用に差が出ると考え、オプション機能と想定しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・問題なし(C市) ・記載どおりの方針で問題なし(E市) ・業務の効率化を考え必須とすべきと考えます。(H市) ・確認しました。(I市) ・定型語句＝難型（編集可能）を使用することで、入力の省力化に寄与しています。使用頻度は高い。(J市) ・現行、自由入力の形態になっているので、導入した場合の使用頻度はわかりません。(K市) **【提案】必須機能化する。**

機能名等		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	I市	案件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
2.3.3.		*世帯員及び滞納整理で登録した関連者（別世帯の親族、同一世帯の非親族（同居人等））にも同様の交渉記録内容を登録することができること。*		■滞納整理 交渉記録・滞納者管理 交渉記録 （57） でなく、世帯員及び滞納整理で登録した関連者にも同様の交渉記録内容を登録することができること。					（青字：オプション） 世帯構成員や関連者への交渉記録の同時登録は、世帯分納時等の業務効率化に資すると考えており、必要性が高いと考えます。 使用頻度を確認し、オプション機能として問題ないか検討致します。	<確認事項> a)使用頻度をご教示ください。	a) ・固定資産税や相続人では使用頻度が高い。(C市) ・当市においては世帯構成員に同時に交渉経過が入る仕様にはなっていない。2.1.24で記載したとおり同一世帯員の情報から選择し、本人分として交渉経過を登録している。個人情報の問題もあり、世帯員に同様の記事を入れたくない場合等はどのように運用しているのかご教授いただきたい。(E市) **【確認】他の構成員において、世帯員に同様の記事を入れたくない場合、どのような運用をしている（機能を有している）か。** **【提案】「同様の交渉記録内容を登録することができること」を、「同様の交渉記録内容の登録を選択することができること」に修正する。** ・業務の効率化を考え必須とすべきと考えます。(H市) ・頻度については、接触の機会が取れるかによって差異があり非常に答えにくいです。他方、関連者も同整理とするのは、100件あって3,4件程度かと思います。(I市) ・納税相談が世帯内に及ぶことが多く、個人と共有分等複数の対象を併せて折衝した際に必須の機能。(J市) **【提案】本案件は必須機能とする。**
2.3.4.		期間を指定して、交渉経過を印刷・CSV出力できること。				■オンライン処理 滞納整理状況 経過記録（42） ・徴収経和情報・滞納処分情報・折衝情報が経過記録として一覧形式で参照でき、帳票としても確認できること。また、期間を指定して表示できること。	■交渉経過 交渉経過の照会 ・対象者の交渉経過を新しいものから順番に表示・印刷できること ・特定の対象者の「交渉日の範囲・概要の分類・交渉者」を条件に抽出し、交渉経過を表示・印刷できること ・全ての対象者の「交渉日の範囲・概要の分類・交渉者」を条件に抽出し、交渉経過を表示・印刷できること	期間を指定して、交渉経過を印刷・CSV出力できること。 ※一部××市、××市追記	（黒字：必須） 交渉経過の印刷機能は、内部決裁資料として活用されると考えており、必須機能であると想定しています。 E市では分類、交渉者（職員）で対象者を抽出し、交渉経過の印刷機能を記載していますが、2.1.9.で交渉経過の抽出については定義しているため、本たたき台には記載しません。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・問題なし(C市) ・記載どおりの方針で問題なし(E市) ・内部決裁資料としていより、地方税法第48条に基づいて東京都様へ徴収引継ぎをする場合にもっとも活用しております。(I市) ・記載の通り。(J市) ・実用性を確保するため、2.3.1に規定する項目（日付は期間、見出し等は含む検索）を条件として指定して交渉結果を抽出し、抽出結果を印刷・CSV出力できることとした方がよいと考えます。(H市) **【提案】交渉経過の抽出機能を、2.3.1.（交渉経過管理）に追加することで対応可能か。**
2.3.5.	交渉経過自動入力	*以下の場合、交渉経過に自動的に履歴として追加されること。* *納付書発行* *照会文書発行（個別・一括）* *催告書発行* *督促書発行* *分納登録* *分納不履行時* *納付受託時* *処分帳票作成時（差押、交付要求等）* *処分猶予帳票作成時（執行停止、猶予、延滞金減免）* *担当者変更時* *滞納者区分の更新* *催告・督促停止区分登録* *時効中断、完成日の修正時* *不納欠損時* *承継・納税義務拡張*		■滞納整理 照会・発行 納付書発行（38） ・交渉記録に納付書発行の記事が記録されること。 ■滞納整理 照会・発行 催告書発行（44） ・交渉記録に納付書発行の記事が記録されること。 ■滞納整理 調査 調査照会文書等（102） ・交渉記録に照会文書発行の記事が記録されること。 ■滞納整理 調査 調査照会文書一括作成（107） ・交渉記録に照会文書発行の記事が記録されること。 ■滞納整理 分納 納付計画（120） ・処分情報及び交渉記録に記事が記録されること。 ■滞納整理 差押え・強制執行 差押え（134） ・処分情報及び交渉記録に記事が記録されること。 ■滞納整理 差押え・強制執行 参加差押え（143） ・処分情報及び交渉記録に記事が記録されること。 ■滞納整理 差押え・強制執行 換価（147） ・処分情報及び交渉記録に記事が記録されること。 ■滞納整理 差押え・強制執行 公売（149） ・処分情報及び交渉記録に記事が記録されること。 ■滞納整理 差押え・強制執行 交付要求（156） ・処分情報及び交渉記録に記事が記録されること。 ■滞納整理 差押え・強制執行（162） ・債権現在額申立書発行 処分情報及び交渉記録に記事が記録されること。 ■滞納整理 納付受託 納付受託（175） ・処分情報及び交渉記録に記事が記録されること。 ■滞納整理 時効・納期限管理 徴収猶予（186） ・処分情報及び交渉記録に記事が記録されること。 ■滞納整理 時効・納期限管理 換価猶予（190） ・処分情報及び交渉記録に記事が記録されること。 ■滞納整理 時効・納期限管理 延滞金免除（194） ・処分情報及び交渉記録に記事が記録されること。 ■滞納整理 時効・納期限管理 執行停止（197） 処分情報及び交渉記録に記事が記録されること。 ■滞納整理 時効・納期限管理 不納欠損（206） ・処分情報及び交渉記録に記事が記録されること。	■照会・異動 12 義務者状況 担当者の変更・固定、分類・訪問区分の更新、催告停止区分登録・修正・削除を行う。 経過記録への記載の有無はチェックボックスにより選択できること。 9.3.2.2 催告書作成 督促しても、納付しない納税者に対し、段階別に催告書を出力する。 ※印刷ボタンを押下することで、経過記録を追加できること。スケジュールに反映できること。 9.5.2 再発行 2－1 納付書再発行帳票印刷 (2)経過記録の追加の有無を選択	■オンライン処理 経過記録入力 経過記録入力（91） ・滞納者との交渉経過記録の入力ができること。入力については、定型文選択・単語選択により簡単にできること。	■交渉経過 他処理時の交渉経過自動入力 ・オンライン・バッチの「納付書・催告書・滞納処分・他機関照会」が行われたときに、概要が自動で交渉経過へ入力されること ・自動で入力された交渉経過は、詳細な内容が記載されること ・納付書出力した場合に、「納付書の出力した内容（函知書番号等・納付額・納付延滞金額、納付期限、延滞金計算日など）」が入力されること ・滞納処分等（例：差押・徴収猶予、分納誓約、執行停止等）を入力・変更・取消を行った場合に、実施した具体的な滞納処分記録（滞納処分日、滞納処分の種類、滞納処分の内容等）が入力されること ・催告書の出力時に内容（例：帳票の種類、税目等、指定期限、あて先など）が入力されること ・財産調査、状況調査の照会文の内容（照会日、照会先（第三債務者、官公庁等）・照会した内容（財産種別、戸籍、附票等）など）が入力されること ・時効完成日の修正、時効復活した内容（本来の時効完成日、修正後の時効完成日、処理した税目等の内容等）が入力されること ■欠損 決算 ・不納欠損時に、不納欠損日・調査年月日・該当条項が登録されること ■督促書 発送 ・発送履歴（発送日、催告書の種類、指定期限等）の交渉経過が自動入力されること ■催告書 催告書の一括作成 ・発送日で、交渉経過を一括	納付書発行、催告書作成時、分納登録時、処分入力時等に交渉経過に自動的に履歴として追加されること	（緑字：要検討） 調査発行等のアクションをとった先に自動で履歴に追加されるのは、業務効率化に寄与するため必要性が高いと考えます。 全て交渉経過に記録されるパターンと、各事務ごとに履歴が記録されるパターンを想定しています。 運用方法について、確認いたします。 B,C,E,I市、S,R社では交渉経過に自動登録される場合の実例が記載されており、本たたき台上の記載では一部まとめて記載しております。（照会文書発行→預金情報、債権情報などを包含している）	<検討事項> a)現行の運用方法で、交渉経過以外に記録されるケースがあれば、ご教示いただけますでしょうか。 例 滞納処分については、「処分経過」に履歴が記録されていく。 b)交渉経過に履歴が追加されるケースについて、必要か分かこ確認ください。 また、交渉経過に自動入力されると情報過多となり必要な情報を見落とすリスクがあると考えております。たたき台上で不要な項目があれば、ご教示ください。 c)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	a) ・管理情報に登録すべき項目もあるのでそもちも分けて議論すべきと考えます。(H市) ・交渉経過以外に記録されるケース 分納登録時・「分納」に記録 滞納処分時（猶予含む）・「処分」に記録（I市） **【事務局】それぞれの価値で必要な履歴管理を定義し、その情報を元に交渉経過に自動で追加されるものと想定。** ・**【確認】時効中断・完成日の修正時は**とは時効管理履歴の修正・削除等を想定しているのでしょうか。(H市) **【回答】時効中断・完成日については、時効管理履歴の修正を想定。** b) ■不要 ・滞納者区分の登録は想定が不明。(H市) ・不能欠損は期別ごとにデータが作成される可能性有。(H市) ・条件によっては改めて調査を変更する必要があり実装できるか疑問であるため項目としては不適切と考えます。(H市) ・納付受託・催告停止区分の登録はそもそも登録機能がある疑問。(H市) ・分納不履行時・特定が難しいのでは 担当者変更時・やっていない 不能欠損時・これは停止処理でまとめたらいいのでは？(I市) ・督促・滞納明細に発送日記載があれば不要 担当者変更時 滞納者区分の更新 催告停止区分登録(J市) **【回答】督促については、収納側で発行した後に滞納側の交渉経過に記録するよう検討済。** **【提案】以下については、不要と判断してたたき台から削除する。** **分納不履行時** **担当者変更時** **不能欠損時** **滞納者区分の更新** **催告・督促停止区分登録** **承継・納税義務拡張**
				■滞納整理 交渉記録・滞納者管理　スケジュール管理（91） ・交渉記録の登録や分納登録を行った内容は、すべて担当者のスケジュール画面へ予定として表示できること。					（赤字：オプション） 滞納者との約束内容が、担当者のスケジュールに自動反映されることで、担当者の漏れのないスケジュール管理に寄与すると考えます。 本機能の必要性について確認いたします。	<検討事項> a)現行システムでスケジュール機能がある場合、本機能を使用しているかご教示ください。 必要性が高い場合、オプション機能として定義いたします。	b) ■必要 ・財産調査結果の入力が、交渉経過に追加するか選択できるように。(C市) **【確認】他の構成員において、財産調査の入力を交渉経過上に自動記録するのは一般的か。巡交渉経過の数が膨大に戻みあがるという懸念。** ・交渉経過に履歴追加について、処分の帳票を出力した際ではなく処分情報を本登録（起案・登録）した際に交渉経過に自動登録、また終了、解除の際も本登録の際に自動登録。(E市) ・滞納処分（差押・交付要求等）についても、収滞納システムで作成した場合は自動入力としている。(K市) **【提案】処分、処分猶予の解除について、たたき台に追加する。** ・調定・収納履歴の修正・削除をした場合には記事を自動登録される (H市) **【提案】調定・収納履歴の修正・削除について、たたき台に追加する。** d) ・自動登録するかどうかをシステムで設定できる機能も必要と考えます。(H市) ・催告の項目であり、一部内容がそぐわないため記事入力の項目を別に作成し、そこで議論する方がよいと考えます。(H市) 【事務局】具体的にどのような項目の作成が必要か。 H市6.に記事の自動登録の項目を作り、記事登録を自動で登録するイベントを列挙すればよいと考えます。なお、自動登録するかどうかは設定で変更できるようにする必要もあると考えます。（例：差押の決議書は記事登録するかどうかは自治体によって判断が分かれる可能性がある。）（H市） **【提案】自動登録するかどうかをシステム上設定できるよう、たたき台に必須機能として追加する。** **【事務局】なお、2.3.「交渉・臨戸訪問」での項目として適切と思われるため、項目の移動はしないこととする。** ※参考 ■意見無し 納付書発行 照会文書発行（個別・一括） 催告書発行 督促書発行 分納登録時 納付受託時 処分帳票作成時（差押、交付要求等）★使用例あり 処分猶予帳票作成時（執行停止、猶予、延滞金減免）★使用例あり 時効中断、完成日の修正時 ■不要 分納不履行時 担当者変更時 不納欠損時 滞納者区分の更新 催告・督促停止区分登録 承継・納税義務拡張 ■追加希望 財産調査結果入力 調定・収納履歴の修正・削除
2.3.6.	納付約束情報管理	約束情報（翌約日、約束日、差押予定日、翌約相手、翌約場所、約束区分（臨戸・来庁・電話別）、約束内容、分納情報、証券受託情報、金額、交渉事由、特記事項）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。					■交渉経過 予定の抽出 ・予定日時、場所、予定の分類を指定して、該当するリスト（予定日時、対象者の住所・氏名・個人を特定する番号等、担当者名）を表示・印刷できること	約束情報（翌約日、約束日、差押予定日、翌約相手、翌約場所、約束区分（臨戸・来庁・電話別）、約束内容、分納情報、証券受託情報、金額、交渉事由、特記事項等）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	（黒字：必須） 納付約束情報の管理機能は、来庁約束を記録し、不履行時に即時で催告書を送付するなど、滞納整理の推進に資するものであり、必要性が高く、必須機能であると想定しています。	a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	a) ・当市では分納情報で管理しているが、問題なし。納付方法と本日入金額の入力項目があると好ましいか。(C市) **【確認】納付方法、本日入金額について、どのような場合に判用するか。** **【確認】他の構成員において、上記の機能は必要か。** ・システムとしては当該機能はある。必要性は徴収担当者個々の判断になるため回答出来ない。(E市) ・翌約日、翌約相手、翌約場所、交渉事由、特記事項は約束内容に集約して問題ないと考えます。分納情報、証券受託情報、金額は約束区分と合わせて納付予定金額で整理した方がよいと考えます。(H市) **【提案】たたき台はこのままとする。** b) ・当市では、折衝欄の「予定」入力にて各担当者が手動で管理しているが、自動で管理する機能があれば業務の効率化につながると思われる。(J市) **【確認】自動で管理する範囲とは、納付約束が2.3.5.（交渉経過自動入力）に自動登録されることで充足するか。** **【提案】2.3.5.（交渉経過自動入力）の、「分納登録時」を、「納付約束・分納登録時」に修正する。**
2.3.7.		*滞納者との約束内容が、滞納者の担当者スケジュールに自動で反映されること。*		■滞納整理 交渉記録・滞納者管理　スケジュール管理（91） ・交渉記録の登録や分納登録を行った内容は、すべて担当者のスケジュール画面へ予定として表示できること。					（赤字：オプション） 滞納者との約束内容が、担当者のスケジュールに自動反映されることで、担当者の漏れのないスケジュール管理に寄与すると考えます。 本機能の必要性について確認いたします。	<検討事項> a)現行システムでスケジュール機能がある場合、本機能を使用しているかご教示ください。 必要性が高い場合、オプション機能として定義いたします。	a) ・当市のシステムでスケジュール管理機能があるが、構応録程度で機能はシンプル。なお、自動でなく任意で入力。(C市) ・当市ではスケジュール管理機能があります。しかし、そこそもこの機能を標準仕様としないのであれば2.3.6も標準機能とする必要性がないと考えます。(H市) ・約束内容を「予定」入力することで、自動的に担当者のスケジュール管理されます。(J市) **【提案】本機能を2.3.6.に包含し、必須機能化する。**

機能名等		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
2.3.8.	訪問徴収管理	徴収員の訪問予定及び訪問結果の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。	No. 2-5_5		■照会・異動 12　義務者状況 訪問区分の更新を行う。 14　訪問区分 義務者情報の訪問で登録した区分・更新日を表示する。			徴収員の訪問予定及び訪問結果の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。	（黒字：必須） 自宅臨戸して の徴収や、不動産の現地調査等に必要性が高いと考えており、必須機能であると想定しています。 （緑字：要検討） 訪問予定・結果の管理方法について、実際の運用方法を確認いたします。	＜要確認事項＞ a)訪問予定、結果の管理方法について、現行システムでの運用方法をご教示ください。 　交渉経過やスケジュール機能を活用した運用を想定していますが、訪問用の独立した機能はございますでしょうか。 　交渉経過やスケジュール機能で本要件を充足できる場合は、本要件の削除を検討しております。	a) ・督促状送付後、一定の期間で納付のない対象を抽出して訪問。 予定はフラグで管理。訪問結果は、ハンディターミナルに入力し、帰庁後に経過記録（交渉結果）に反映。(C市) ・当市では訪問催告、電話催告は外部委託している。(E市) **【確認】外部委託の場合、訪問予定や訪問結果の管理はどの機能で行うか。（交渉経過上か）（E市）** ・交渉経過及びスケジュール管理で事足りるため不要と考えます。(H市) ・訪問結果を記録している。独立した機能はない。(I市) ・当市では、徴収員の予定管理にシステムは使用していません。訪問結果は記録しています。(J市) ・徴収員制度等は現在はとっておりません。(K市) **【提案】2.1.4.ランク、2.1.7.フラグ（付箋等）、2.3.1.交渉経過、2.3.6.スケジュール管理で対応可能と思われるため、本要件を削除する。**
2.3.9.	訪問徴収用資料作成	訪問徴収員用に訪問対象の諸情報を記載した各種資料を個別に作成できること。	No. 2-5_2		□臨場調査登録 臨場調査登録情報を登録する。			訪問徴収員用に訪問対象の諸情報を記載した各種資料を個別に作成できること。	（緑字：要検討） 訪問徴収用の個別資料の作成について、必要性を確認いたします。	＜検討事項＞ a)訪問徴収時に持参する資料について、詳細をご教示いただけますでしょうか。なお、ゼンリン地図や、家族構成等のわかる滞納整理カードに類する資料を想定しております。 b)上記のような資料を個別に作成する機能について、必要性は高いでしょうか。 　2.1.2.で定義する滞納整理カードでも類似の機能が見込めると考えております。 　滞納整理カードで本要件を充足できる場合は、本要件の削除を検討しております。	a) ・印刷した地図、訪問リスト。（C市） ・当市では訪問催告、電話催告は外部委託している。(E市) ・地図はシステム外を利用。2.1.2.記載の滞納者台帳簡易版をシステムから出力し持参。(J市) ・計算書、催告書、不在票のみ。地図が必要な職員はゼンリン地図を各自で加工して持参している。 b) ■不要、その他 ・当市では滞納整理カードは使用していないため、どちらともいえない。(C市) ・滞納整理カードで事足りと考えます。地図は必要ですが、ＧＩＳ等の別システムの対応も考えられることから、コスト面を考慮すれば標準機能とすることは不適当と考えます。(H市) ・現地で金銭の徴収（お金の授受）はおこなっていない。(I市) **【提案】2.2.3.催告書、2.1.2.滞納整理カード、システム外地図等、他の機能で充足すると考え、本要件を削除する。**
2.4.　分納処理											
2.4.1.	分納計画策定	分割納付情報（受付年月日、誓約有無、誓約年月日（毎月／隔月）、支払い方法、分割回数、納付金額、開始年月日、終了年月日、取消年月日、分割納付取消理由、加算月）の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。	No. 3-3_2	■滞納整理 分納 納付計画 (108,109,112,114,118,119,121) ・滞納調定以外に現年度分も含めて計画策定できること。 ・督促料、延滞金も含めた形での計画策定できること。 ・誓約月の指定は、毎月だけでなく１ヶ月おきの指定もできること。 ・定額割もしくは回数割の誓約ができること。 ・納付計画情報（納付回数、納付開始年月、納付予定日、納付予定額等）を入力後、納付計算機能で分納計画を自動作成する。 ・納付計画の対象となる滞納市税を選択することができること。 ・計画の変更ができること。 ■滞納整理 納付受託 納付受託(174,176) ・納付計画情報（証券枚数、納付開始年月、納付予定日、参画金額等）を入力後、分納計画が自動生成されること。 ・計画の変更ができること。	9.3.3.2 納税誓約 納税義務者の納税計画に対する納税誓約書を受け取り、情報を管理する。 2 分納誓約登録ができる。 担当者、提出日、分納理由、誓約日、納付開始日、納付日、分納金額、計画回数、納付約束日休日設定、納付方法、本日入金分を設定できること。	■オンライン処理 徴収緩和 分納誓約（72、73） ・対象となる科目・年度・期別の選択が任意にできること。 ・分納誓約情報（登録日・登録事由・申請者・誓約書有無・納付方法・分割方法・分割金額・分割回数・支払開始月・毎月隔月・内金）の登録ができること。 ■徴収緩和／バッチ処理 徴収緩和編集　(93) ・分納誓約の情報を抽出し、分納計画ファイルを編集、作成できること。	■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 ・納付の誓約の対象とする、未納の明細を選択できること ・未納の明細を一括して選択する工夫があること ・必要な項目が入力されていないとき、登録時にエラーが表示されること ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 納付計画作成 ・支払条件（回数、月額、賞与加算、誓約日、債務承認日、納付履行期限等）を入力し、納付計画を作成できること 　例１：回数を指定することにより金額計算ができること。 　　⇒６万円を３に分けて納付するのであれば２万円と計算される。 　例２：金額を指定することにより金額計算ができること。 　　⇒１万円を４千円で納付する場合、４千円×２回と２千円×１回となる。 ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 納付計画作成 ・定期的な納付計画を自動作成後、任意の履行期限、分納額に修正できること ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 納付計画作成 ・納付計画を入力した際に、矛盾があればエラーを表示すること 例：納付計画入力時に、最初の納付書のデータ読込日を過ぎて入力した場合、最初の納付書が発送できないのでエラー表示されること ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 納付計画作成 ・納付計画の変更ができること ・延滞金の率の変更（特定基準割合の変更）で、納付計画が一括修正処理できること（納付計画作成時に延滞金を含めて計画が確定されると延滞金の徴収に差額が生じてしまうことが起こるため） ※パッケージで上記問題を解決する方法の提案でも可	分納計画の策定は、簡易な納税猶予措置として実施されることが多く、必須機能であると想定しています。 （緑字：要検討） 加算月について、中間標準レイアウト上記載がないため、必要性を確認いたします。 E市では帳票作成時の入力の流れを記載していますが（入力項目不足によるエラー含む）、帳票が作成できることが記載されていれば足りると判断し、本たたき台上は記載しません。 S社は表示項目や分納方法、優先順位の詳細を記載していますが、分割納付情報の管理ができればたたき台への記載は不要と考えています。	＜要確認事項＞ a)加算月は賞与月等に増額納付いただく認識ですが、使用頻度は高いでしょうか。（E市、S社に記載） 　頻度・必要性が高い場合、必須機能として定義を検討致します。 b)優先順位の設定について、具体的な内容をご教示ください。どのような状況で必要となるでしょうか。（I市）	a) ■不要 ・使用頻度は多くない。（不履行の場合、計画を自動で繰越すため増額日がずれてしまう）(E市) ・誓約年月日（毎月/隔月）のは頻度に変更して任意の月を指定できるようにした方がよいと考えます。誓約有無は無くしても誓約年月日（時効管理上必要）のみで対応可能と考えます。なお、当市では加算月の管理もしています。(H市) ・さほど高くないです（常識的に考えて、年に２、３回支給される方が多く、個人的には1,000件分納を受けたとして１、２件ぐらいしか対応したことがない。）。（I市） ■必要 ・加算月は税機応変に対応するための必要。(C市) ・加算月は、賞与以外でも収入が増えた場合等に、同一の納付額以外で納付計画を作成する際に必要。(J市) **【確認】加算月機能は、2.4.8.（金額の任意設定機能）で対応可能か。加算月機能とは別に考えたほうがいいか。** b) ・任意で優先順位が設定できればより好ましい（例えば延滞金が付きやすい税目を優先）。(C市) ・税、利関の優先順位、現年から充てるのか、滞納から充てるのか、社保控除になる国保税を優先するのか。(I市) **【提案】分納計画について、期別の優先順位を設定できるよう、たたき台に必須機能として追加する。** その他 ・また、策定時に債務の承認の追加ができること。(C市) **【提案】分納計画策定時に時効の中断が追加されるよう、たたき台に必須機能として追加する。** ・納付予定日・納付額とも定型的に入力した後、変更可能でその後、最終確定させる仕様となっっています(K市) **【提案】分納計画策定後も修正の必要性が考えられるため、たたき台はこのままとする。**
2.4.2.		本税のみまたは、延滞金のみの場合でも分納計画が設定できること。						本料のみまたは、延滞金のみの場合でも分納計画が設定できること。	（黒字：必須） 各団体、各ベンダに記載は少ないですが、本税優先納付、確定延滞金のみの分納計画を設定する場合があり、一般的に実装／利用されている機能と考えており、必須機能であると想定しています。	a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	a) ・当たり前のことであえて記載するなら2.4.1に滞納（督促手数料・延滞金含む）に対しての文言を頭に追加すればよいと考えます。(H市) **【提案】本要件を、2.4.1.に包含する。** b) なし
2.4.3.		*分納計画を同一人につき何種類か選択して設定できること。*						分納の年度・税目を同一人につき何種類か選択して設定できること。	（青字：オプション） 同一人に複数の分納計画を設定する場合について確認いたします。	＜要確認事項＞ a)同一人に複数の分納計画を設定する場合について、使用頻度をご教示ください。 b)また、具体的な内容についてご教示ください。なお、下記パターンを想定しています。 　①複数税目を同時に分割納付。 　②個人の分納と、複数名義の合算分納。 　③その他（ありましたらご教示ください）	a. b) ・①②頻度は高い。 ③関連者分も分納計画に追加できること。(C市) ・当市では市税と国保料の分割納付は別々に計画する（頻度高）。税においても現年分と滞納繰越分を別々の計画にすることもある（頻度低）(E市) ・当市では１人１誓約の運用をしていますが、設定で複数誓約を指定できると聞いています。その理由については、他部署で税以外を徴収する場合に、複数登録することがあるためと聞いています。(H市) ・100人いて２、３人ほど。 　かから想定でよいかと思います。たとえば、市民税は自分だけが納めるが、固定は（共有ではないけれども）家族とともに納めていくという場合に、別々の計画書、納付書を作ってほしいという要望がある場合。(I市) ・分納計画を作成し直すことの方が多いと思われますが、まれに納付計画を追加する可能性もある。(J市) ・分納途中、または分納が途中で不履行になっても、同じ税を対象として、分納計画を作成しなおす場合があります。(K市) **【提案】本要件を必須個由に修正する。**
2.4.4.		分納計画策定時に任意の日付の延滞金で分納計画を策定できること。						分納計画策定時の延滞金で分納計画を策定できること。	（緑字：要検討） 各団体、各ベンダに記載は少ないですが、分納計画策定時の延滞金で分納計画を策定するのは、分納誓約と同時に分納計画が開始する考えが自然であると考えます。 将来的に加算される延滞金を含めた分納計画について、使用頻度を確認いたします。	＜要確認事項＞ ・分納策定時以外の延滞金計算日で分納計画を策定するケースをご教示ください。 　また、必要性は高いでしょうか。	a) ・当市システムでは策定時、または本税完納予定日で延滞金を策定できる仕様だが、延滞金を考慮しないで分納約束することがほとんど。(C市) ・当市では分納計画日で一旦延滞金を計算するが、計画明細が完納が近づくと延滞金を再度計算するため、再計画を行っている。(E市) ・当市では、分納策定時以降に発生する延滞金を分納計画に含めることはありません。（既に発生している延滞金を含めることはあります。）(J市) ・任意の日付ではなく、分納内容に対応して延滞金を計算する機能が必要なかの明記するべきと考えます。（分納予定日に予定金額を納付した計算で延滞金を計算して完納までの納付金額を管理）(H市) ・たとえば同時決済で完納するとして、その未来日たる決済日付で延滞金額が反映された納付書を作りたい場合。(I市) ・納付予定日での延滞金を計算して分納計画を設定しています。つまり将来の延滞金を分納計画に組み込んでいる場合があります。(K市) **【提案】2.4.1.分納計画策定に、「分納計画に応じた延滞金を分納計画に組み込んで計算できること。」を追加する。本要件は削除する。**
2.4.5.		金額について任意に設定できること。		■滞納整理 分納 納付計画（117） ・各分納月の納付金額を手入力で計画策定できること。			■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 納付計画作成 ・任意の不規則な履行期限、分納額に変更できること	金額についても任意に設定できること。 ※×××市追記	（黒字：必須） 滞納者との交渉の中で定めた分納金額を設定するため、必須機能であると想定しています。	＜要確認事項＞ a)金額について任意に設定できる（月ごとに納付額を設定できる）機能について、現行システム上も利用されている機能でしょうか。	a) ■不要 ・当市では現行も機能有りますが、使用している例を見たことがありません。（そのような複雑な場合は分納約束登録をせずに、毎月連絡をもらったうえで対応していると想定しています。）(H市) ■必要 ・利用している。(C市) ・現行のシステムでも使用している。必要な機能である。(E市) ・利用しています。(I市) ・現行システムで利用しています。(J市) ・現行システムで利用(K市) **【提案】必要とする機成員が多いため、たたき台はこのままとする。**
2.4.6.		納期限を任意に設定できること。		■滞納整理 分納 納付計画（116） ・各分納月の納期限も自由に変更ができること。			■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 納付計画作成 ・任意の不規則な履行期限、分納額に変更できること	納期限を任意に設定できること。	（黒字：必須） 分納計画の任意の納期限設定は、滞納者の給与支給日などにより納期限を任意に設定できる必要があるため、必須機能であると想定しています。	a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	a. b) ・問題なし。(C市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。納税相談の結果、滞納者に則した分納計画とするため必要。(J市) ・収入のある日の直後に納付予定日を設定することは、分納履行の可能性を高めるために必須である。(K市) ・任意で納期限を設定した場合の管理が困難となるため10日、20日、末日で設定して管理を行っている。(E市) **【提案】たたき台はこのままとする。** ・2.4.7に集約できると考えます。(H市) **【提案】2.4.7.に包含する。**
2.4.7.		納期限を一括で設定できること。 また、設定した納期限を個別に変更可能なこと。					■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 納付計画作成 ・任意の不規則な履行期限、分納額に変更できること	納期限を一括で設定できること。 また、設定した納期限を個別に変更可能なこと。	（黒字：必須） 納期限の一括設定は、分納計画策定時に一度に設定されることが考えられ、必須機能であると想定しています。 また、特定月の納期限を変更するケースも考えられるため、個別変更も必須機能であると想定しています。	a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	a. b) ・問題なし。(C市) ・一括設定および個別変更は必須。(E市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。 ・業務効率向上に資するため、必要。(J市) ・収入のある日の直後に納付予定日を設定することは、分納履行の可能性を高めるために必須である。(K市) ・2.4.11の休庁日の機能を追加するべきと考えます。(H市) **【提案】「設定された納期限が土、日、祝祭日の場合は、自動的に翌開庁日が設定されること。」をたたき台に追加する。** **（翌開庁日ではなく前開庁日とする場合は、たたき台の「個別に変更可能」を使う）**

機能名等		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	I市	案件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
2.4.8.		世帯分納、関連者間分納が設定できること。						世帯分納が設定できること。	（黒字：必須） 同一世帯分納や、代表を務める法人と個人分の合算分納など、利用されるケースは多いと考えており、必須機能であると想定しています。	a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	a, b) ■不要 ・同一世帯であっても個人情報保護の観点、関連者であっても恒久的に関連者になりえない等の問題があり、当市ではあくまで本人の分納として管理している。メモや備考欄、交渉経過を利用して同一管理している旨を記載し管理している。(E市) ・滞納者は個別管理が基本であるため不要と考えます。ただし、共有代表者等の同一人物の者については集約して設定できる必要があると考えます。(H市) ■必要 ・問題なし。(C市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。 世帯内、個人と共有分等で合算して納税相談を行うことが多く、必要。(J市) **【提案】必要な機成員がいることから、個人情報保護の取扱いを行う（本人同意等）ことを前提として、たたき台はこのままとする。**
2.4.9.		*納期未到来期別も分納に含められること。*						納期未到来期別も分納に含められること。	（青字：オプション） 各団体、各ベンダに記載は少ないですが、、 徴収猶予の申請等においては納期未到来期別の分納も考えられるため、オプション機能と想定しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・問題なし。(C市) ・納期未到来期別の考え方について質問。納期未到来は計画日時点なのか、分割納付の納期限なのか。（E市） **【回答】計画日時点を想定。** ・計画時点で未到来でも分割納付の納期限的に問題ない。納税の告知が済んでいる以上納期前納付は出来るため、納期未到来でも分納計画できるのはオプションではなく必須。(E市) ・問題ないと考えます。(H市) ・オプションではなく、必須です。(I市) ・当市では、必要に応じて納期未到来を含めた分納計画を作成することがあります。(J市) ・オプションで可能であれば、かまいませんが、当市での使用頻度は高いです。(K市) **【提案】たたき台を必須機能とする。**
2.4.10.		分納計画策定時点の延滞金（計算延滞金も含む）について、後からでも参照できること。						分納計画策定時点の延滞金（計算延滞金も含む）について後からでも参照できること。	（緑字：要検討） 分納計画進行後に、延滞金加算額等を確認するための機能という認識です。	<要確認事項> a)分納計画策定時点の延滞金を参照する機能について、どのようなケースで用いられるかご教示ください。（I市）	a) ・分納計画進行に、策定時の延滞金を確認することは、ほぼないと思われる。(C市) ・予定日と納付日が変更された場合に、当初の延滞金を確認したいということと想定されますが、延滞金まで含めた分納内容については、納付日が変更されても変わることは考えられないため仕様には不要と考えます。(H市) ・自治体クラウドの構成市の中には、分納計画作成時点までの延滞金は徴収するが、約束通り本税が完納となればその後に発生した延滞金については非徴収とする運用をしている市があり、そういった場合には遡って確認する必要があるのではないのでしょうか。すみませんが、それ以上はわかりかねます。(I市) **【提案】たたき台を削除する。**
2.4.11.	分納計画シミュレーション	分納の計画策定における延滞金計算について、シミュレーションができること。休日判定機能を有し、納付日が土、日、祝祭日の場合は、自動的に翌開庁日が設定されること。		■滞納整理 照会・発行（34） ・延滞金発生シミュレーション 分割納付の場合の延滞金発生シミュレーション機能があること。 ■滞納整理 分納 納付計画（111） ・要新する前に確認画面を見ることにより、分納誓約のシミュレーションをすることもできること。	延滞金の明細等を試算する。 ■照会・異動 19 延滞金発生 延滞金が発生するまでの日数・発生日・1日あたりの延滞金発生金額を表示する。			分納の計画策定（延滞金計算等）について、シミュレーションができること。	（黒字：必須） 分納計画のシミュレーションは将来の延滞金加算を含めた分納計画設定のために必要性が高く、必須機能であると想定しています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・シミュレーションは必要だが、自動的に翌開庁日が設定される機能は不要と思われる。もしくは選択制で対応できれば好ましい。(C市) ・必用(K市) ・分納誓約するときはほぼ大体の数字で話をすることが多いと想定されるため、電卓での計算でも事足りシステムでのシミュレーションは不要と考えます。(H市) ・当市では、分納計画時に延滞金計算シミュレーションは行っていません。分納中に増加した延滞金を請求する旨を説明しています。(J市) **【提案】2.4.7.（分納計画策定）で記載されているため、「休日判定機能を有し、納付日が土、日、祝祭日の場合は、自動的に翌開庁日が設定されること。」を削除する。**
2.4.12.	分納誓約情報管理	分納誓約（納付誓約、債務承認）情報（誓約日、誓約理由、誓約者（氏名、住所、電話番号、整理番号、本日入金分）、登録理想、取消）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。			■照会・異動 22 債務承認登録・追加登録 債務承認の登録を行う。 23 債務承認登録・登録履歴 債務承認の登録履歴を承認日毎に表示する。履歴に対する修正・削除を行うことができる。 26 分納履歴 分納の登録履歴・履行状況を表示する。 9.3.3.2 納税誓約 納税義務者の納税計画に対する納税誓約書を受け取り、情報を管理する。 解除日が設定できること。 ２分納誓約登録ができる。 担当者、出出日、分納理由、誓約日、納付開始日、納付日、分納金額、計画回数、納付約束日休日設定、納付方法、本日入金分を設定できること。		■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 ・納付の誓約ができること ・納付の誓約の理由を入力できること ・誓約の中止により、誓約がなかった（時効中断しない）として扱えること ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 納付計画表示・印刷 ・「分納の開始年月・毎月の分納金額・毎月の納付履行期限（例：１０日、２０日、末日等）」を表示できること ・詳細な「履行予定日別に、分納金額・履行状況等」分納計画を表示・印刷できること	分納誓約情報（誓約日、誓約理由、誓約者（氏名、住所、電話番号、整理番号等）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	（黒字：必須） 分納誓約情報の管理機能は、基本事務と考えており、必須機能であると想定しています。 （緑字：要検討） 分納誓約時に入力すべき項目について、確認いたします。	<要確認事項> a)分納誓約情報について、必要十分かご確認ください。 b)誓約の中止により、誓約がなかった（時効中断しない）として扱えること、について、どのような状況で運用されているかご教示ください（E市）	a) ・分納金額、開始日、頻度（毎月○日や月末）、休日変更の可否、納付方法、分納回数、入力者も必要と思われる。(C市) **【提案】分納計画の項目については、2.4.1.で対応する。** ・2.4.1に集約されるものと考えます（履歴管理について）。また、誓約理由は使用目的が不明、誓約者情報は本人以外の誓約には何の法的意味も無いため不要（どうしても特記事項が必要なら記事に記載すれば足りる。）と考えます。(H市) **【提案】誓約理由は、分割納付計画の前提となる情報であるため、誓約者情報は、第三者が誓約する場合があるため、何れもたたき台のままとする。** **【提案】本要件は2.4.1.（分納計画策定）の「分割納付情報」内に包含する。** b) ・債務承認ありの場合、別途「時効の中断」を入力することで運用している。（債務承認ありで分納誓約を入力すると時効は中断し、計画が不履行になった場合でも時効中断は機能するが、分納計画が残っていることで他に不具合があるため不履行、計画終了の場合は計画そのものを削除している。）(E市) **【提案】時効の中断と正確な分納計画を実現させるためであれば、複数の分納計画策定（2.4.3.）、分納計画の修正、削除機能（2.4.1.）で対応可能か。**
2.4.13.		*納付計画内容と滞納額に差異が生じ、納付計画を変更すべき場合はエラーとして抽出できること。*					■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 エラー抽出 ・納付計画に時効完成の明細、税更正や納付計画以外の任意納付された明細があり、納付計画を変更すべき場合はエラーとして抽出できること ※エラー抽出を補う方法の提案でも可 ※エラー回避できない事象の中で抽出不可能なケースは、運用保守として協議すること		（青字：オプション） 税更正、任意納付（過去に手交された納付書で、納付計画内の期別を誤って納付された場合）などで納付計画に変更が必要な場合、納付計画を継続すると重複納付等が発生するため、必要性が高いと考え、オプション機能と想定しております。 E市、R社では具体的な差異が生じる事例を記載していますが、たたき台上は事例の記載は不要であると考え、本たたき台上は記載しません。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・更正や自主納付により分納計画を変更することは至極一般的に発生するものと認識している。必要性が高いのであるならオプションではなく標準仕様とすべきではウ(E市) ・確認しましたが、いまいちオプション機能とする基準が不明です。必要性が高いのであれば、必須ではないのでしょうか。有用性が高いのであればオプションではないのでしょうか。(I市) ・対象を抽出できればよいのであるから、敢えて”エラーとして”の部分の表記は不要と考えます。(H市) **【提案】たたき台を必須機能とし、「エラーとして」の文言を削除する。**
2.4.14.		*以下の分納誓約書類（交渉・決裁用）を発行できること。* *分納申請書* *分納誓約書（市・本人控）* *分納計画書・分納内訳書* *また、分納誓約書の文面は修正が可能であること。*	No.3-3_3		9.3.3.2 納税誓約 納税義務者の納税計画に対する納税誓約書を受け取り、情報を管理する。 ３帳票印刷、納付書印刷ができること。	■オンライン処理 徴収緩和 分納誓約（74） ・分納誓約情報の登録後、分割納付計画の自動計算ができること。また「分割納付書」「分割納付計画書」「分割納付誓約書」の出力ができること。	■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 ・決済用・対象者用の納付誓約書を印刷できること ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 納付計画作成 ・納付計画書を印刷できること ・選択した未納の明細、通知文書・必要な項目が印刷されること	分納誓約書類（交渉・決裁用）を発行できること。	（青字：オプション） 分納誓約書類の発行は、分納誓約内容を書面に残すために必要性が高いと考えております。 発行書類は、団体によって対応が異なると想定しており、オプション機能と想定しております。 また、分納誓約書の内容は、滞納者次第であるため、修正機能が必要であると考えております。 なお、C,D市では分納納付書の発行について記載がありますが、 2.4.23.で定義しているため、記載は不要と判断しました。	a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。	a) ・問題なし。(C市) ・特に意見なし。(E市) ・記載の通り。(J市) b) ・分納制約は決裁すべき内容がないことから決裁要は不要と考えます。（提出された分納誓約書を供覧が適当）（H市） **【確認】他の構成員において、分納誓約は、職員の専決で行うものか。** **【提案】たたき台から（交渉・決裁用）の文言を削除する。** ・また、分納申請書と誓約書の用途の違いが分かりません。どのように使用する想定ご教授ください。(H市) ・分納申請書は不要。そういった運用を行っていないし、そもそも申請すべき事項でもない。各市も機能要件に挙げていないのでないか。(I市) **【確認】他の構成員において、分納申請書は行っているか。使用している場合、根拠は何か。** **【提案】たたき台から「分納申請書」を削除する。**
2.4.15.		*分割納付に関しては、誓約（納付誓約、分納誓約、債務承認）と分納計画作成を一連の流れで実施できること。*						分割納付に関しては、誓約（債務承認）と分納計画作成を一連の流れで実施できること。 また、誓約（債務承認）と分納計画作成を別々に行うことも可能であること。	（青字：オプション） 誓約（債務承認）と分納計画作成を一連の流れで実施できることは、分納計画の業務効率化に資するため必要性が高いと考え、オプション機能と想定しております。 なお、I市の誓約と分納計画作成を別々に行うことについては、それぞれ別個の機能で行えればよく、 2.4.1、2.4.12.で定義されているため、本たたき台上は記載しません。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・問題なし。(C市) ・特に意見なし。(E市) ・記載の通り。(J市) ・債務承認=時効管理のことと想定されますが、誓約（承認）して時効管理を行わないことは考えられないことから、標準とすべきと考えます。なお、納付誓約（全額納付のことか）を分納制約と分けていることは、分納管理の項目であることから不要と考えます。（システム上は１回の分納扱い）(H市) ・オプションではなく必須です。(I市) **【提案】納付誓約は分納誓約を包含しているため、たたき台の「分納誓約」の文言を削除する。** **【提案】たたき台を必須機能とする。**